FCP 食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会

第４回　外部環境変化に対応した食の安全・信頼への取組　議事概要

日時：平成 29 年 11 月 29 日（水）　14:00～18:00
場所：中央合同庁舎４号館 12 階　第 1219-1221 会議室
参加者：32 事業者・団体　計 39 名
議事次第：

１．開会挨拶
２．趣旨説明
３．講演
（１）「新たな外国人技能実習制度について」
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　菊地 政幸　室長補佐
（２）「実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ」
日本ハム株式会社　黄 文誼様
（３）「日本の少子・高齢化の現状と将来人口推計」
国立社会保障・人口問題研究所　石井 太様
４．グループディスカッション
５．閉会挨拶

議事概要：

第４回目の食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会では、事務局による趣旨説明の後、以下の講師より講演していただいた。

・「新たな外国人技能実習制度について」
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　菊地 政幸　室長補佐
・「実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ」
日本ハム株式会社　黄 文誼様
・「日本の少子・高齢化の現状と将来人口推計」
国立社会保障・人口問題研究所　石井 太様

講演後、食品に関係する過去の事案について振り返りを行った。続いて「外部環境変化の中での、食品安全・信頼向上における新たなリスクと取組」という論点で参加者に議論していただき、グループ毎に発表を行った。発表では、次のような意見があった。

【人口減少・少子高齢化によるリスク】

・人口減少・少子高齢化によるリスクが非常に大きい。そのリスクには、労働力人口の減少による人手不足、国内市場が縮小すること、ベテラン技術者の減少により技術と知識の継承ができなくなること等が考えられる。また、人手不足により、労働環境の悪化やフードテロが発生することも考えられる。さらに、国内市場が縮小することにより、国内生産が減少し、輸入品が増加することも考えられる。

・人手不足というリスクに対しては、外国人労働者と高齢者が活躍できる場をさらにつくる取組や、ICT 技術とオートメーション化による省力化への取組が考えられる。

・国内市場が縮小するリスクに対しては、輸出への取組や海外に拠点を移す等が考えられるが、その場合にも外国人とのコミュニケーションが重要になってくる。

・技術、知識の継承ができなくなるリスクに対しては、継承の仕組みづくりに社内で取組む必要がある。技術、知識等の継承が進まないと、過去と同じような事故が繰り返されることになる。

・高齢化が進むことにより、高齢者特有の事故・クレームが増加するリスクがある。食品表示を分かりやすくする等の取組が重要では。

・高齢化が進むことはリスクである一方、まだまだ働ける高齢者も多いので、高齢者が活躍できる場をさらにつくる等の取組が必要では。

【外国人労働者の増加によるリスク】

・外国人労働者が増加することにより、衛生管理等への考え方の違いから品質のばらつきが発生したり、お客様とのトラブルが増加する等のリスクが考えられる。講演で聞いたように、異文化を理解しコミュニケーションをしっかりとる等、外国人労働者がさらに活躍できるようになる取組が重要。

・外国人労働者の増加は、一方では外国人消費者の増加を意味する。外国人でも分かるような食品表示に取組むことも重要では。特に、アレルギーに関しては分かりやすいアイコンを活用する等の工夫も考えられる。

【SNS におけるリスク】

・SNS における炎上等のリスクも大きい。一番の対策は早期に発見し対応すること。また、逆に、SNS を積極的に活用して企業姿勢を発信することも重要である。

【物流におけるリスク】

・物流におけるリスクへの対応が、今後さらに重要になるのではないか。ネット通販においても、人手不足による製造のアウトソーシングにおいても、安全確保で重要になるのは物流である。物流における信頼性確保への取組が必要。

【まとめ、FCP 活動に対する提案】

・社内においても、社外においても、コミュニケーションが最も重要と考える。FCP でも、引き続きコミュニケーションについての勉強会開催を検討いただけないか。

新たな外国人技能実習制度について

平成29年11月

厚生労働省人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室長補佐　菊地　政幸

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため，技能実習に関し，基本理念を定め，国等の責務を明らかにするとともに，技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け，これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1．技能実習制度の適正化

(1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに，技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】

(2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし，技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか，報告徴収，改善命令，認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】

(3) 実習実施者について，届出制とする。【第17条及び第18条関係】

(4) 監理団体について，許可制とし，許可の基準や許可の欠格事由のほか，遵守事項，報告徴収，改善命令，許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】

(5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について，禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに，技能実習生に対する相談や情報提供，技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより，技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

(6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに，地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】

(7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し，【第3章関係】
- (2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
- (2)の実習実施者・監理団体に報告を求め，実地に検査【第14条関係】
- (3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
- (4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】

等を行わせるほか，技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2．技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して，第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。【第2条，第9条，第23条及び第25条関係】

3．その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか，所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし，外国人技能実習機構の設立規定については，公布の日（平成28年11月28日）

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため，
管理監督体制を強化するとともに，技能実習生の保護等を図る。

旧制度	見直し後
①政府（当局）間の取決めがない 保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在	① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ，相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり，実習体制が不十分	② 監理団体については**許可制**，実習実施者については**届出制**とし，技能実習計画は個々に**認定制**とする。
③民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導	③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し，監理団体等に報告を求め，実地に検査する等の業務を実施。
④実習生の保護体制が不十分	④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分	⑤ 業所管省庁，都道府県等に対し，**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し，指導監督・連携体制を構築。

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

①優良な監理団体等への実習期間の延長	**３年間　⇒　５年間**（一旦帰国後，最大２年間の実習）
②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大	常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大５％まで ⇒ 最大１０％まで等**）
③対象職種の拡大	**地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置** 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは，法令違反がないことはもとより，技能評価試験の合格率，指導・相談体制等について，一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

○技能実習制度は，国際貢献のため，開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ，ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は，入国直後の講習期間以外は，雇用関係の下，労働関係法令等が適用されており，現在全国に約２３万人在留している。
※平成28年末時点

※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人，合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

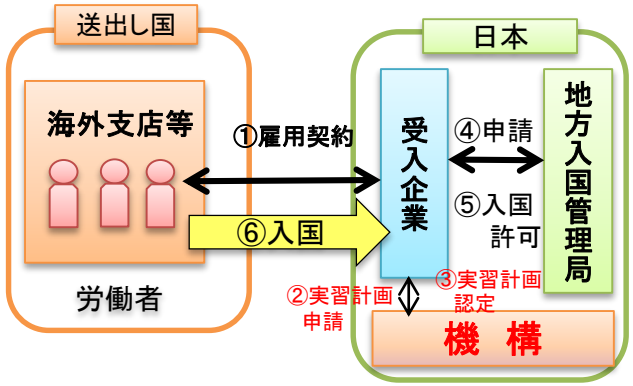

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合，商工会等）が技能実習生を受入れ，傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

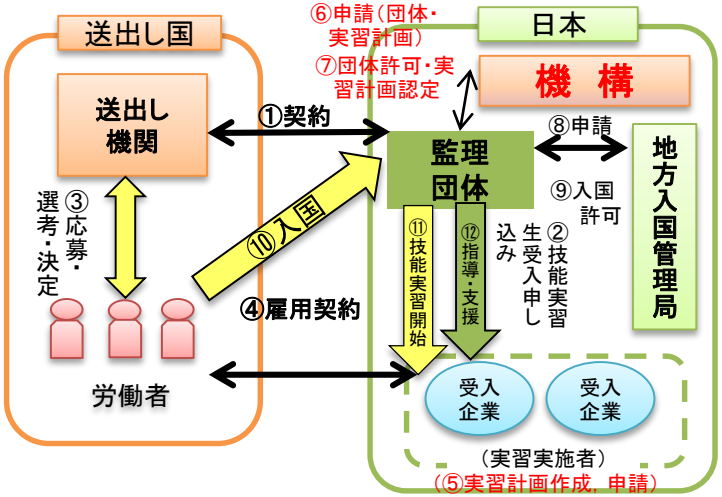

技能実習の流れ

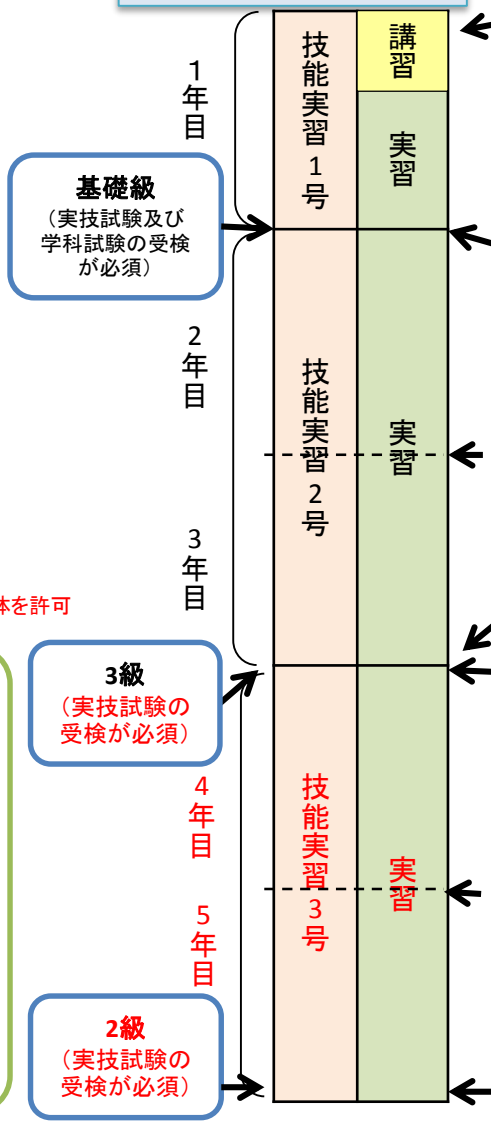

○入国　在留資格：「技能実習１号イ，ロ」

講習（座学）
実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施　（雇用関係なし）

実習
実習実施者で実施（雇用関係あり）
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習２号イ，ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり，公的な技能評価制度が整備されている職種（現在77職種137作業）

②対象者　：所定の技能評価試験（**技能検定基礎級**相当）の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国（1か月以上）

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習３号イ，ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者　：所定の技能評価試験（**技能検定3級**相当）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし，優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

○帰国

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体（事業協同組合等）

監理団体の許可申請

↓

外国人技能実習機構

団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること
- 監理事業を適正に行う能力を有すること
- 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること　など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと。
- 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）へ報告

↓

主務大臣

監理団体の許可

↓

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者＋監理団体

技能実習計画の作成

↓

実習実施者

技能実習計画の認定申請

↓

外国人技能実習機構

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること
- 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること（2号又は3号の計画認定時）など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと。
- 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

技能実習計画の認定

↓

実習生（監理団体が代理）

在留資格認定証明書の交付申請等

↓

法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

↓ ※

※　新規に入国する場合等は日本大使館等へ査証申請が必要

実習生の受入れ

技能実習計画の認定基準

○　技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第９条）

技能実習計画の主な認定基準

①　修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

②　技能実習の目標

（第１号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第２号の目標）技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第３号の目標）技能検定２級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③　技能実習の内容（※）

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第２号・第３号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の２分の１以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の２分の１以下、周辺業務は時間全体の３分の１以下とすること。
- 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 第３号の技能実習生の場合は、第２号修了後に一か月以上帰国していること。
- 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- 第１号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも２号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

次ページに続く

※下線部分が新制度における変更点

④　実習を実施する期間（第１号は１年以内、第２号・第３号は２年以内であること）

⑤　前段階における技能実習（第２号は第１号、第３号は第２号）の際に定めた目標が達成されていること

⑥　技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）

⑦　適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）

- 各事業所ごとに下記を選任していること。

  「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去３年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。

  「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について５年以上の経験を有する常勤の役職員

  「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
- 申請者が過去５年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧　許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞

⑨　日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）

- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
- 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
- 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩　優良要件への適合＜第３号技能実習の場合＞（別紙１参照）

⑪　技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）　＜新制度で人数枠を見直し＞　（別紙２参照）

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

※下線部分が新制度における変更点

監理団体の許可基準

○ 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ３か月に１回以上、監査は以下の方法によることが必要）

ア 技能実習の実施状況の実地確認　イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の４分の１以上との面談　エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第１号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

- 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
- 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること

⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦ 優良要件への適合＜第３号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙１参照）

⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去３年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

※下線部分が新制度における変更点

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

別紙1

○　実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第９条第10号）

○　監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第１項第７号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点１２０）

①　技能等の修得等に係る実績（７０点）
・過去３年間の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率*　等
*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案

②　技能実習を行わせる体制（１０点）
・直近過去３年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）

③　技能実習生の待遇（１０点）
・第１号実習生の賃金と最低賃金の比較
・技能実習の各段階の賃金の昇給率

④　法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
・直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合
・直近過去３年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無

⑤　相談・支援体制（１５点）
・母国語で相談できる相談員の確保
・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績　等

⑥　地域社会との共生（１０点）
・実習生に対する日本語学習の支援
・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点１２０）

①　実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(５０点)
・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴　等

②　技能等の修得等に係る実績（４０点）
・過去３年間の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率*　等
*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案

③　法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
・直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合

④　相談・支援体制（１５点）
・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績　等

⑤　地域社会との共生（１０点）
・実習実施者に対する日本語学習への支援
・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	Ⅰ　過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95％以上：20点 ・80％以上95％未満：10点 ・75％以上80％未満：0点 ・75％未満：－20点
	Ⅱ　過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ＊　旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすることも可。 ＊　施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80％以上：40点 ・70％以上80％未満：30点 ・60％以上70％未満：20点 ・50％以上60％未満：0点 ・50％未満：－40点
	Ⅱ－2(1)　直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上：35点 ・合格者2人：25点 ・合格者1人：15点 ・合格者なし：－35点
	Ⅱ－2(2)　直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅲ　直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊　2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有：5点

得点が満点（120点）の6割以上となる実習実施者は
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を行わせる体制	【最大10点】 ＊　講習の整備から1年までは配点なし	
	Ⅰ　直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点
	Ⅱ　直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	Ⅰ　第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115％以上　：　5点 ・105％以上115％未満：　3点
	Ⅱ　技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5％以上　：　5点 ・3％以上5％未満　：　3点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施　：　－50点 ・改善実施　：　－30点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ　：　5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当　：　－50点
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	Ⅰ　母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　5点
	Ⅱ　受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	・有　：　5点
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ　受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有　：　4点
	Ⅱ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有　：　3点
	Ⅲ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有　：　3点

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

	項目	配点
①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】 ＊　講習の整備から1年までは最大40点	
	Ⅰ　監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有　：　5点
	Ⅱ　監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1：5未満　：　15点 ・1：10未満　：　7点
	Ⅲ　直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上　：　10点 ・50%以上60%未満：　5点
	Ⅳ　実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し，毎年，研修の実施，マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有　：　5点
	Ⅴ　帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有　：　5点
	Ⅵ　技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有　：　5点
	Ⅶ　帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有　：　5点
②技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	Ⅰ　過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－10点
	Ⅱ　過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＊　計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ ＊　施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－20点
	Ⅱ－2(1)　直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：15点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：10点 ・上記以外：－15点
	Ⅱ－2(2)　直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	Ⅲ　直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊　2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊　傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点

得点が満点（120点）の6割以上となる監理団体は
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

③法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施　：　－50点 ・改善実施　：　－30点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ　：　5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当　：　－50点
	Ⅳ　直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）	・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　－10点 10%以上15%未満　－7点 5%以上10%未満　－5点 0%を超え5%未満　－3点 ・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　－5点 10%以上15%未満　－4点 5%以上10%未満　－3点 0%を超え5%未満　－2点
④相談・支援体制	【最大15点】	
	Ⅰ　機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　5点
	Ⅱ　技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	有　5点
⑤地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ　受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有　：　4点
	Ⅱ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　3点
	Ⅲ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　3点

技能実習生の数

別紙2

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の　20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

（参考）旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※　常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

人数枠（団体監理型）

人数枠				
第１号（1年間）	第２号（2年間）	優良基準適合者		
		第１号（1年間）	第２号（2年間）	第３号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の２倍	基本人数枠の２倍	基本人数枠の４倍	基本人数枠の６倍

人数枠（企業単独型）

企業	技能実習生の人数枠				
	第1号（1年間）	第2号（2年間）	優良基準適合者		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

○　団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
（1号実習生：常勤職員の総数、2号実習生：常勤職員数の総数の2倍、3号実習生：常勤職員数の総数の3倍）

○　特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。

○　やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

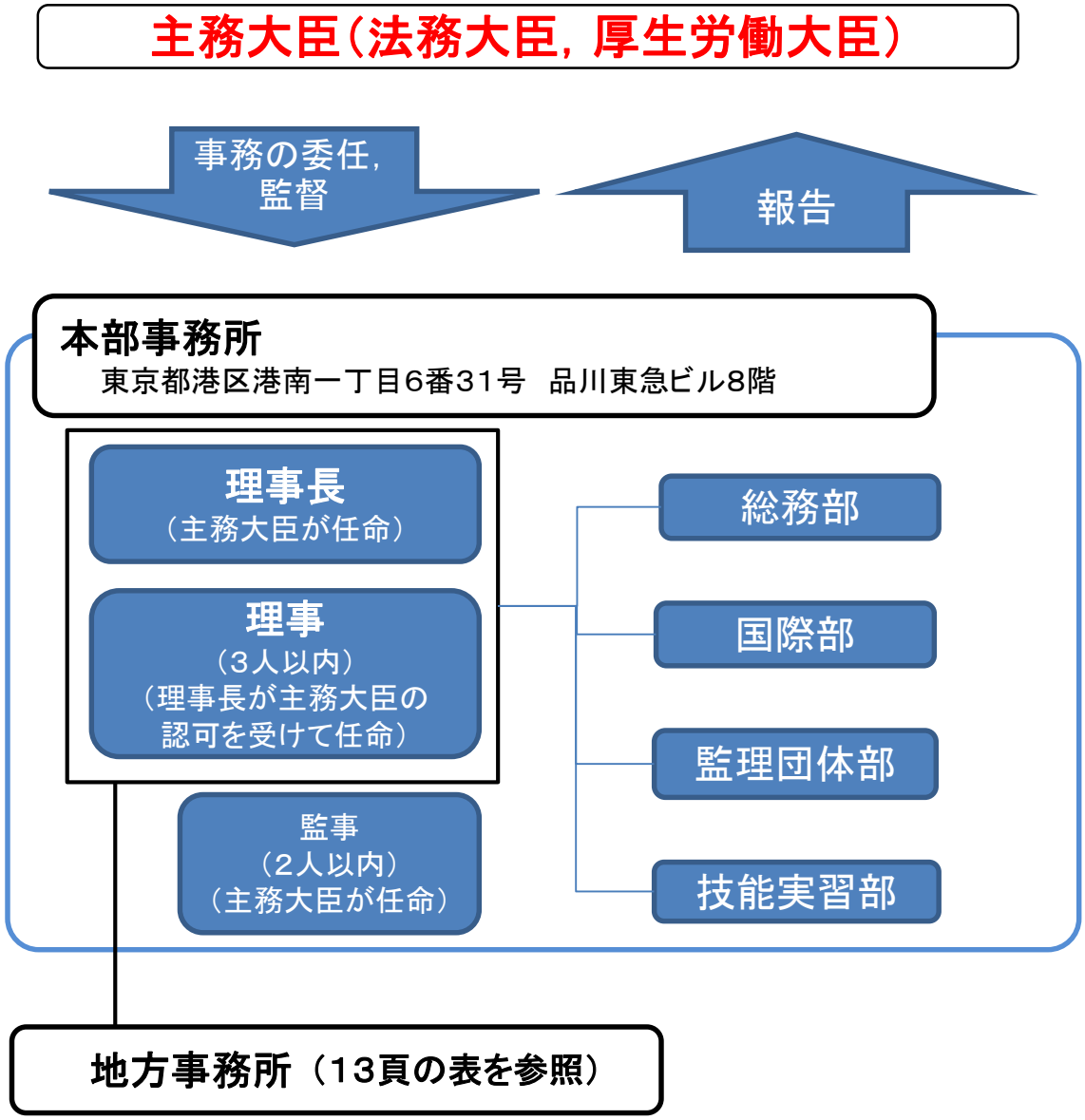

組織形態

○ **認可法人**（発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可）

所掌事務

○ **技能実習計画の認定**
○ **監理団体の許可に関する調査**
○ 実習実施者の届出の受理
○ **実習実施者・監理団体に対する報告徴収，実地検査等**
- 監理団体（約1,900団体）への実地検査を年1回実施
- 実習実施者（約3万5千社）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

○ 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告，技能実習実施困難時の報告，実習実施者からの実施状況報告等）の受理
○ **技能実習生の相談対応・援助・保護**
○ 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所　全国13か所（本所8か所・支所5か所）

名称	所在地	担当地区
札幌事務所	北海道札幌市中央区北4条東2-8-2　マルイト北4条ビル5階	北海道
仙台事務所	宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル１２階	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	茨城県水戸市大町1-2-40　朝日生命水戸ビル3階	茨城県
長野支所	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	新潟県、長野県
名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄4-15-32　日建・住生ビル5階	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	富山県富山市桜橋通り5-13　富山興銀ビル12階	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16　大阪朝日生命館3階	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	広島県広島市中区大手町3-1-9　広島共立ビル3階	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	香川県高松市寿町2-2-10　高松寿町プライムビル7階	徳島県、香川県
松山支所	愛媛県松山市三番町7-1-21　ジブラルタ生命松山ビル2階	愛媛県、高知県
福岡事務所	福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	熊本県熊本市中央区花畑町1-7　ＭＹ熊本ビル2階	熊本県、宮崎県、鹿児島県

各種窓口の変更点

＜旧制度＞
技能実習に関する事項は、全て、地方入国管理局

＜新制度＞
●技能実習に固有の事項は、外国人技能実習機構
●在留資格や在留カードなど外国人の在留管理に関する事項は、地方入国管理局

申請・報告等の種類	窓口	
	地方入国管理局	外国人技能実習機構
上陸・在留許可申請 （在留資格認定証明書、在留資格変更、在留期間更新）	○	×
在留カードに関する届出 （所属機関の届出など）	○	×
技能実習に関する各種の報告・届出 （監査報告、技能実習実施困難時届出など）	×	○
（新設）技能実習計画に係る申請 （認定、変更など）	×	○
（新設）監理団体に係る申請 （許可、有効期間更新、区分変更など）	×	○

技能実習の養成講習について

○ 監理団体を対象とした養成講習

監理責任者、指定外部役員、外部監査人 （未受講の者は平成32年3月31日までに受講が必要）	**法令上受講義務あり（平成32年4月1日以降）**
監理責任者以外の監査を行う職員	優良要件の加点あり

○ 実習実施者を対象とした養成講習

技能実習責任者 （未受講の者は平成32年3月31日までに受講が必要）	**法令上受講義務あり（平成32年4月1日以降）**
技能実習指導員、生活指導員	優良要件の加点あり

平成29年9月8日に告示した養成講習実施機関の一覧は以下のとおりです。
なお、講習会の申込み等に関するお問い合わせは、直接、各養成講習機関にご連絡ください。
※講習実施日程については、決まり次第、外国人技能実習機構及び厚労省・法務省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html）にて随時お知らせします。

○ 技能実習責任者等講習（平成29年度及び30年度） ※各機関の実施エリアについては、30年度以降拡大の可能性あり。

番号	養成講習機関名	連絡先	実施エリア（詳細はHPに掲載）
001	株式会社オファーズ	027-329-7001	関東
002	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	03-5283-1030	全エリア
003	公益財団法人国際研修協力機構	03-4306-1156	近畿
004	株式会社オープンリソース	03-5843-6495	関東
005	株式会社ウェルネット	03-6380-1512	関東、中部・北陸
006	一般社団法人関西環境開発センター	06-6372-9123	近畿
007	株式会社PMC	092-725-2230	九州
008	特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	082-223-5581	中国

○ 監理責任者等講習（平成29年度及び30年度） ※各機関の実施エリアについては、30年度以降拡大の可能性あり。

番号	養成講習機関名	連絡先	実施エリア（詳細はHPに掲載）
002	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	03-5283-1030	全エリア
003	公益財団法人国際研修協力機構	03-4306-1156	関東、中部・北陸
004	株式会社オープンリソース	03-5843-6495	関東
005	株式会社ウェルネット	03-6380-1512	関東、中部・北陸
008	特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	082-223-5581	中国

実例から見えてきた
異文化コミュニケーションのコツ

平成２９年１１月２９日
農林水産省
第４回　食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会

日本ハム株式会社　品質保証部
黄　文誼（HUANG WENYI　コウ　フミヨシ）

トピックス

❶ 異文化とは

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

❸ 最後に

❶ 異文化とは

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

❸ 最後に

❶　異文化とは

価値観や言語、習慣や行動様式など、自分が親しんでいる文化とは規範・営みの異なる文化。

（三省堂　大辞林より）

❶ 異文化とは

【少年時代】

私

▶出 生 地 ： 中国 広西チワン民族自治区 靖西市

▶生活環境： 電気、水道が無く、川風呂、薪でご飯を炊く毎日

▶食　　事： トウモロコシのおかゆ、カボチャの葉っぱ、肉は年数回程度

▶ 5歳の時 ： 中越戦争※、山の洞窟にて避難生活

（※1979年 中国とベトナムの間の戦争）

まるで100年前の生活をしている人みたい・・・・

妻(日本人)

六歳（1980年）
人生初めての写真

❶　異文化とは

自分が親しんでいる文化とは異なる文化である。

文化が異なる人は、同じような見た目でも、自分とは異なる環境で育ってきている。

❶ 異文化とは

【大学時代】

初めて知った

大学4年生、タイに留学。

▶国民の９割以上が仏教を信仰、出家は最大の功徳！

▶朝夕、国歌が流れると、人々がサッと直立不動に！

▶映画上演前に、王室の歌が流れ、全員起立！

▶国民全員あだ名があり、動物名、花名、形容詞など様々！

▶頭は神聖であり、他人の頭を触ってはいけない！

▶などなど

私

❶　異文化とは

多種多様に存在し、

世界の文化は無数にある。

❶ 異文化とは

【社会人時代】

妻（日本人）の「時計」事件

▶入籍のため、日本から中国へ渡航。
▶中国の両親に、「置時計」をおみやげとして用意。

しかし

知らなかった！

中国では「時計」を贈ることは厳禁である！

妻（日本人）

❶ 異文化とは

【解説】

- 「時計」<日本語>➡「鐘」(zhong)<中国語>
- 「時計を贈る」<日本語>➡「送鐘(songzhong) 」<中国語>
- 「送鐘(songzhong) 」➡「送終(songzhong) 」 同じ発音
- 「送終(songzhong) 」➡「死に水を取る」、「死者を送る」の意味

縁起が悪いものを連想させ、厳禁である。

妻

素敵な贈りもの

縁起が悪いもの

私

❶　異文化とは

同じものでも、全く意味が異なる場合がある。

知識やコミュニケーション不足により、思わぬトラブルが発生。

1. 異文化とは
2. 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ
3. 最後に

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

【事例1】 外国人同僚の下記の行動に対し、
あなたはどう感じますか？

- 自分は仕事ができる とアピールする。
- 自分の誤りを簡単に認めない、弁解する。
- 自己主張優先、チームワーク軽視。
- 遅刻に対し、罪悪感を感じない。
- 公共の場所で大きな声で喋る。
- 何回も指示したが、適確な行動を起こさない。

イライラする！
もう喋りたくない！
関わりたくない！

拒否反応・・・

しかし、コミュニケーションの扉を閉じると、問題は未解決のまま。

コツ①：文化的背景から生じる「違い」に拒否反応を示さず、（受け入れる）という心構えを持つ。

“違いがあることは当たり前”と意識して付き合おう。

違和感を感じてもコミュニケーションのシャッターをおろさない。

相手の人となりを知ることが、良い関係を作る一歩となる。

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

【事例２】　曖昧な表現

・・・・いいです。

- ▶ この資料の印刷は、いいです。
- ▶ この提案は、いいです。
- ▶ お金を出すのは、いいです。
- ▶ お茶はいいです。
- ▶ そうすれば、いいです。
- ▶ そうであれば、いいです。

yes？　No？

わからない！

困ります！

私

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

その他にも・・・

- ▶ 大丈夫です。
- ▶ 昨日は手伝ってもらって、すみませんでした。
- ▶ ～は、ご遠慮ください。
- ▶ 今度、ご飯でも行きましょう。
- ▶ 考えておきます。

コツ②：曖昧な言葉で伝えない。**分かりやすく、明確に話す**。

日本語のあいまいな表現は、外国人にとっては理解が難しく、判断しにくい。

⇒わかりやすく、明確に伝えましょう。

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

【事例３】 価値観や常識のぶつかり

餃子定食事件

妻(日本人)

- 日本食文化中の定番
- 餃子＋ご飯＝栄養満点
- 餃子はおかず！

※地域により違います。あくまで一例です。

当たり前

VS

私

- あり得ない組合せ
- 餃子定食＝ご飯×2
- おかずがない！

※【解説】中国では、餃子は主食扱い。皮の厚い水餃子が一般的です。

当たり前

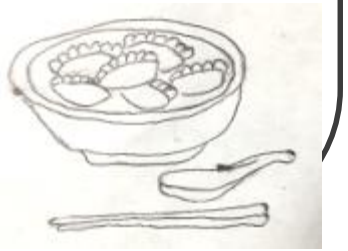

自分の中の常識を押しつけるとトラブルが発生する。

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

【事例３】 価値観や常識のぶつかり

日本人社員

（例）

- ▶ 就業時刻前、席についておく
- ▶ 親しき中にも礼儀あり
- ▶ 上司の指示を断らない
- ▶ すぐに謝る

VS

外国人社員

（例）※

- ▶ 遅刻しなければよい
- ▶ 親しかったら礼儀不要
- ▶ 「できない」を言う
- ▶ 自分に否がなければ、絶対謝らない

※あくまで一部の例です。全ての外国人社員がそうであるというわけではありません。

コツ③：価値観や常識がぶつかる時、一歩**立ち止まり**、**背景を探り**、何度も**話し合う**。

自分が当たり前だと思うことも、場合によって相手はそう思わないこともある。

お互いの価値観や常識を押し付け合うのは、トラブルが生まれる原因になる。

⇒「あれ？おかしいな」と思ったら、一歩立ち止まり、相手の気持ちや文化の背景を探ってみる。
価値観の共有ができるまで、何度も話し合うことが大切。

私が嬉しかった日本人同僚のコミュニケーション術

- いつも笑顔で我流の中国語の挨拶。
- 中国の文化に興味を持って話をしてくれる。
- プライベートでも交流し、信頼関係を深める。
- 厳しく指導した後、必ずフォローをする。
- 日本のビジネス場面でのマナーを細かく教えてくれる。
- 日本語学習として、漫画を貸してくれる。（話し言葉が多いためとても役立つ）

嬉しかった

私

日本人が出張等で外国へ行く場合・・・

大切なことは　→　きちんとした**下調べ**

ガイドブックにのっている事が全てではありません。

ささいな事でも、現地ではトラブルを招いてしまい、仕事に影響を与える恐れがあります。

- あいさつ
- お土産
- 食事・行動上のマナー
- ボディーランゲージの意味
- 宗教上、習慣上、政治上のタブー

❶ 異文化とは

❷ 実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ

❸ 最後に

ユ エン セン リ　ライ シャンフィ　ウ　エン タイ メン ブ　シャンス

「有縁千里来相会、無縁対面不相識」

縁がなければどんなに近くでもすれ違ってしまう

縁があれば、千里離れていても会うことが出来る

ご清聴、ありがとうございました。

日本の少子・高齢化の現状と将来人口推計

石井　太

国立社会保障・人口問題研究所
http://www.ipss.go.jp/

2017 年 11 月 29 日

第４回　食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会
中央合同庁舎４号館　農林水産省 会議室２

本資料の無断複製・配布を固く禁じます

国立社会保障・人口問題研究所
National Institute of Population and Social Security Research

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計) による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計) による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

日本の将来推計人口（平成 29 年推計）について

- 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 27 年国勢調査の人口等基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これら最新実績値に基づいた新たな全国将来人口推計（「日本の将来推計人口（平成 29 年推計)」、以下「平成 29 年推計」と呼ぶ）を行い、平成 29 年 4 月 10 日に開催された第 19 回社会保障審議会人口部会に報告し、公表した。
- 日本の将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模、ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったものである。
- 推計の方法は、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について男女年齢別に仮定を設け、コーホート要因法により将来の男女別年齢別人口を推計した。仮定の設定は、それぞれの要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって行った。

出生率仮定［長期の合計特殊出生率］		中位仮定［1.44］	高位仮定［1.65］	低位仮定［1.25］	平成24年推計 中位仮定［1.35］
死亡率仮定［長期の平均寿命］		死亡中位仮定［男=84.95年］［女=91.35年］			男=84.19年 女=90.93年
総人口	平成27(2015)年	12,709万人	12,709万人	12,709万人	12,660万人
		↓	↓	↓	↓
	平成52(2040)年	11,092万人	11,374万人	10,833万人	10,728万人
		↓	↓	↓	↓
	平成72(2060)年	9,284万人	9,877万人	8,763万人	8,674万人
	平成77(2065)年	8,808万人	9,490万人	8,213万人	

出生仮定

- 2000 年生まれ女性コーホート (参照コーホート) の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2015 年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。
- 出生中位仮定について、人口動態統計と同定義による合計特殊出生率は、実績値が 1.45 であった平成 27(2015) 年から平成 36(2024) 年の 1.42 に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して平成 47(2035) 年の 1.43 を経て、平成 77(2065) 年には 1.44 へと推移する。

出生率の推移と見通し

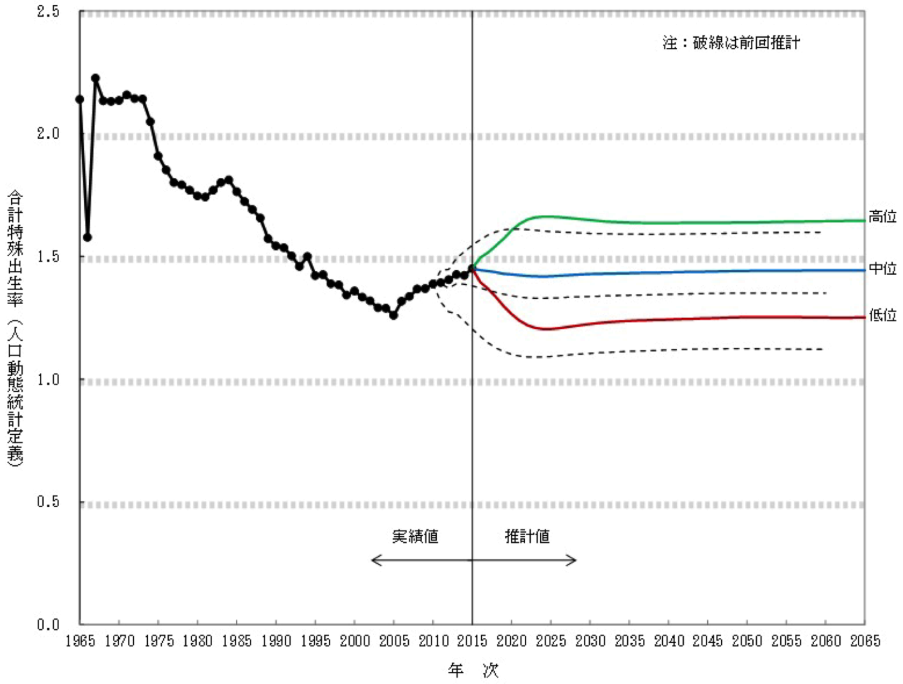

死亡仮定・国際人口移動仮定

- 死亡仮定については、昭和 45(1970)〜平成 27(2015) 年の死亡実績に基づき、「死亡中位」(男性 84.95 年、女性 91.35 年）の仮定を設定するとともに、パラメータが確率 99%で存在する区間に従い「死亡高位」(男性 83.83 年、女性 90.21 年)、「死亡低位」(男性 86.05 年、女性 92.48 年）の仮定を設定した（括弧内は平成 77(2065) 年の平均寿命)。
- 国際人口移動仮定について、日本人については、2010〜15 年における男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を一定とした。外国人については、1970 年以降における入国超過数の趨勢を投影することによって仮定値とした。なお、入国外国人の性、年齢別割合や国籍異動率についても過去の趨勢をもとに仮定値を作成した。

平均寿命の推移と見通し

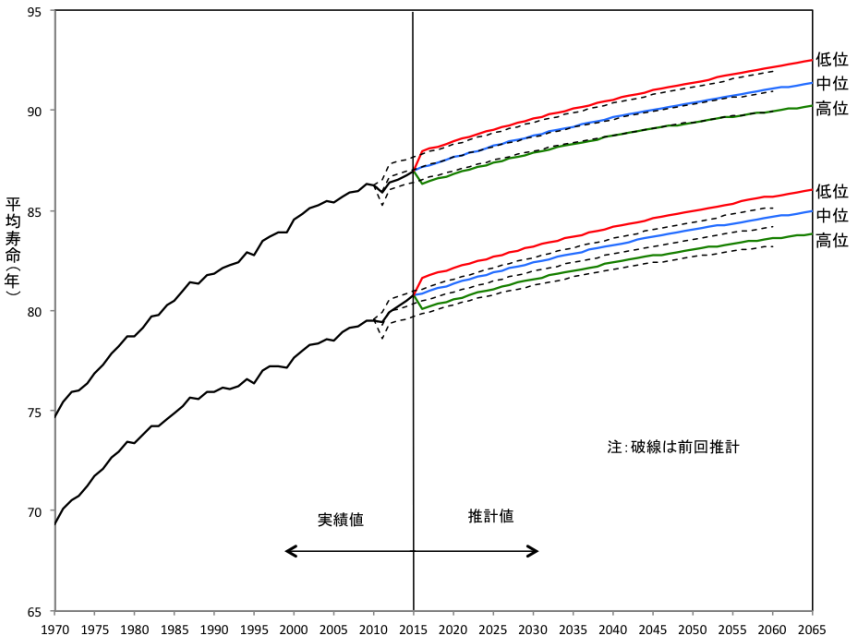

長期的な日本の人口の推移

- わが国の人口は、明治以降、増加傾向にあったが、平成 29 年推計によれば、今後、一貫した減少過程に入り、今世紀を通じて人口は減少するものと見込まれる。

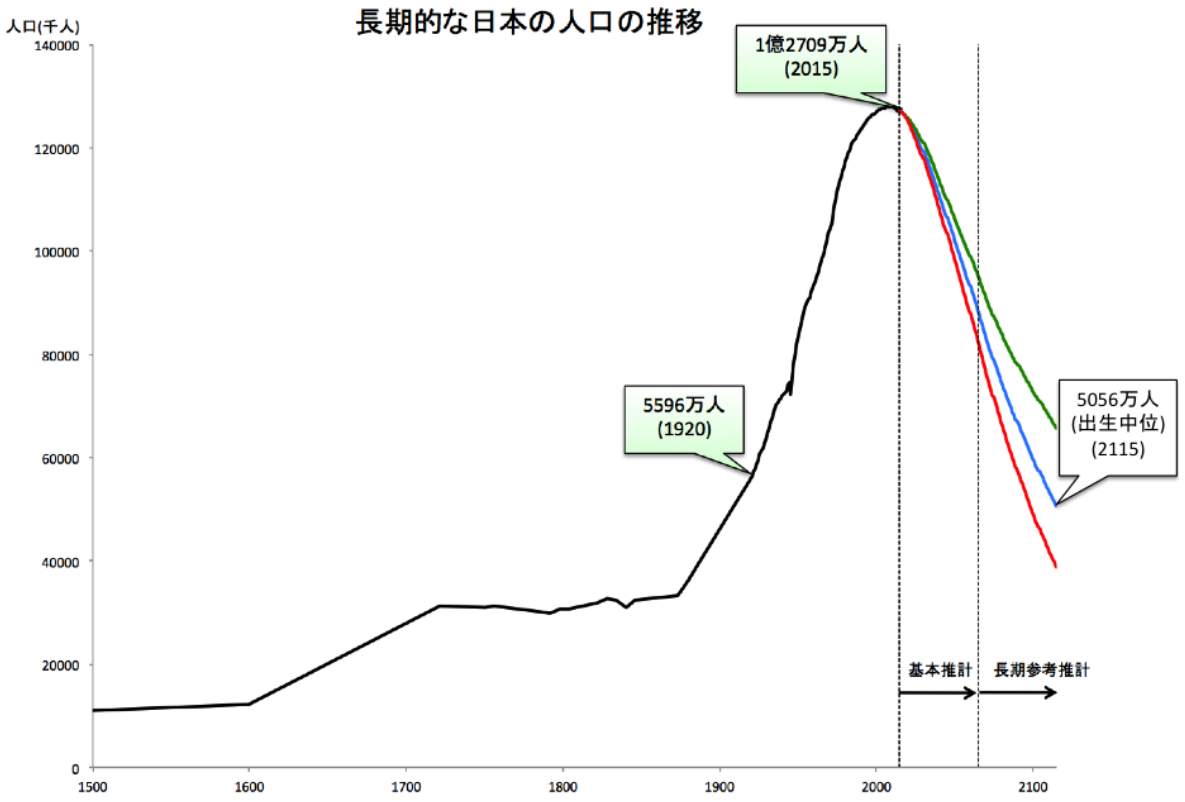

資料:1920年より前:鬼頭宏「人口から読む日本の歴史」、1920～2015：総務省「国勢調査」、2016年以降:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生3仮定・死亡中位仮定。一定の地域を含まないことがある。

総人口の推移と見通し

- 1920 年に 5,596 万人であった人口は、2015 年に 1 億 2,709 万人に到達
- 平成 29 年推計によれば、将来は一転し、2066 年には 8,808 万人、2115 年 (長期参考推計) には 5,056 万人まで減少
- 21 世紀はわが国がこれまで歴史上経験したことのない**人口減少社会**に

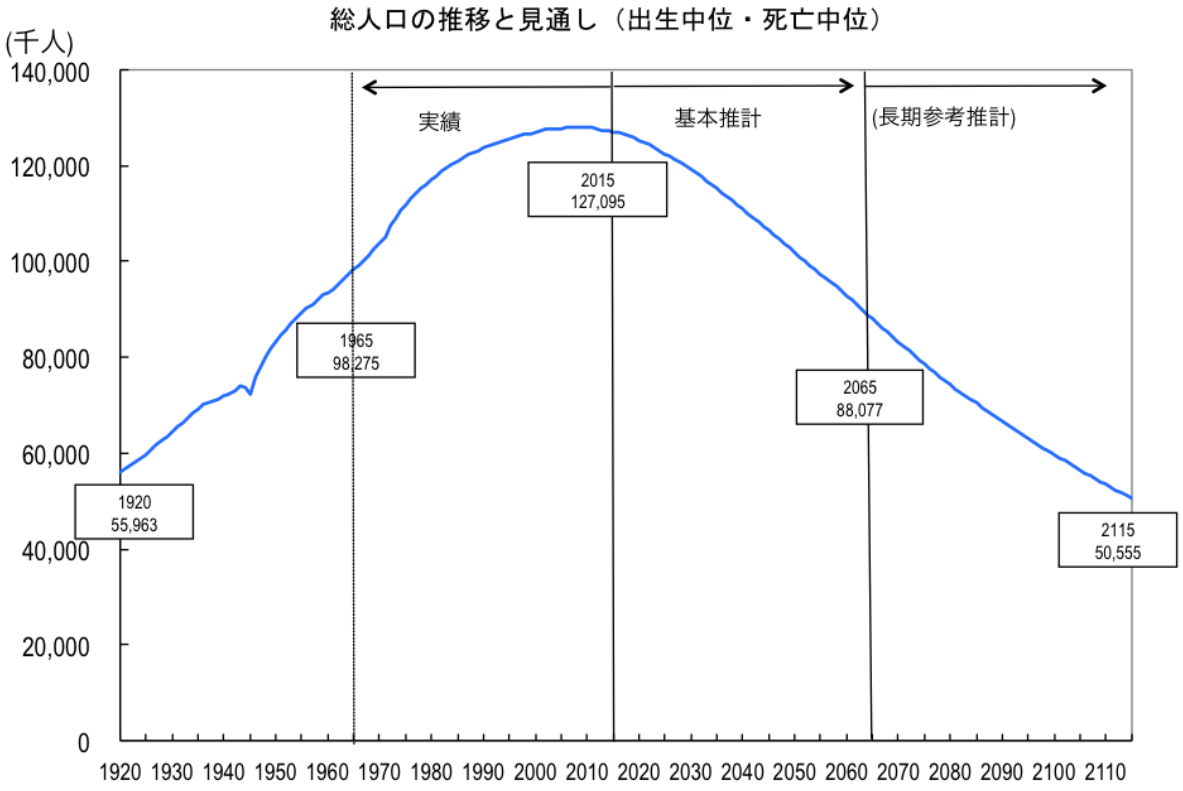

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

年齢 3 区分別人口の推移と見通し

- もう一つの変化　→　人口の**年齢構成の変化**
- 既に年少人口・生産年齢人口は減少過程に入っており、今後も引き続き減少が見込まれる
- 一方、老年人口は、今後 2042 年にピークを迎えるまで増加し、以降は減少過程に入る

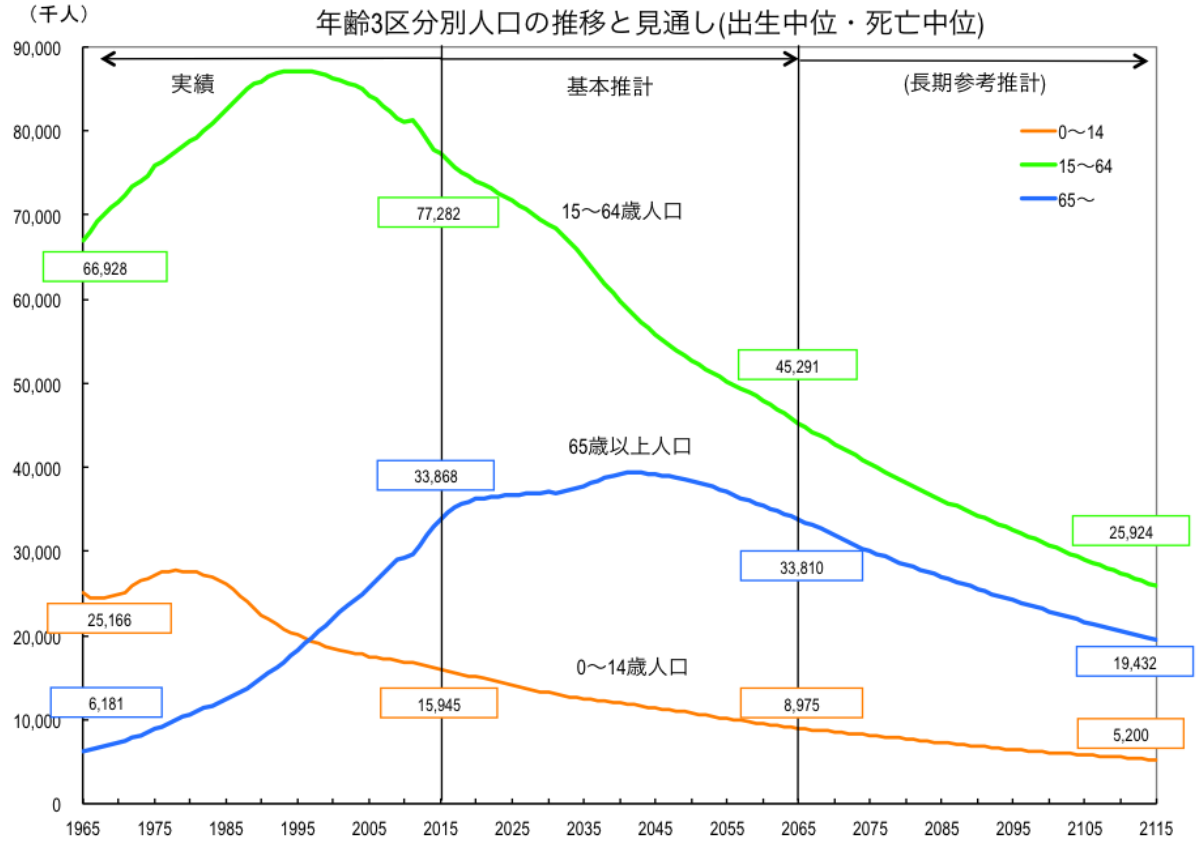

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

65 歳以上人口割合（老年人口割合）の推移と見通し

- **年齢構造の変化を受け、今後、老年人口割合は上昇**
- **老年人口割合は、2015 年に 26.6%であるが、2065 年には 38.4%とほぼ 4 割の水準に**

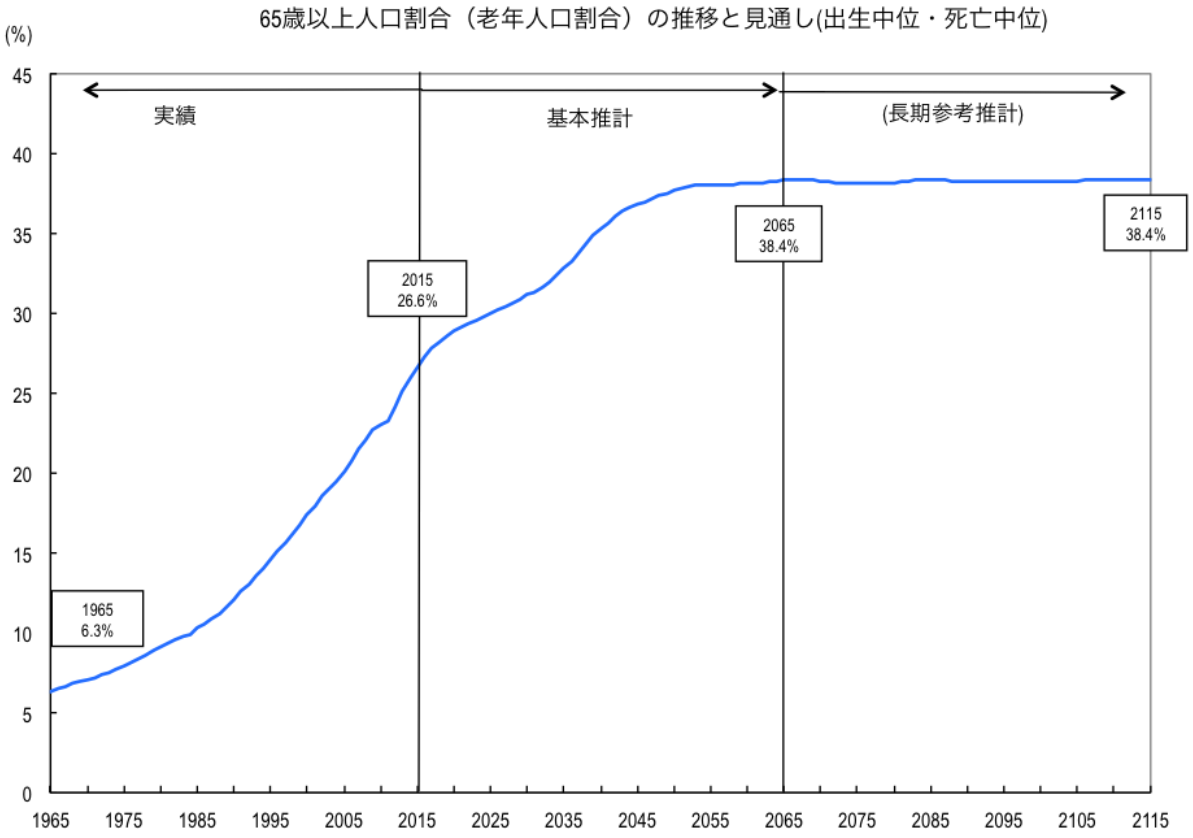

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

わが国の人口ピラミッド（1965 年）

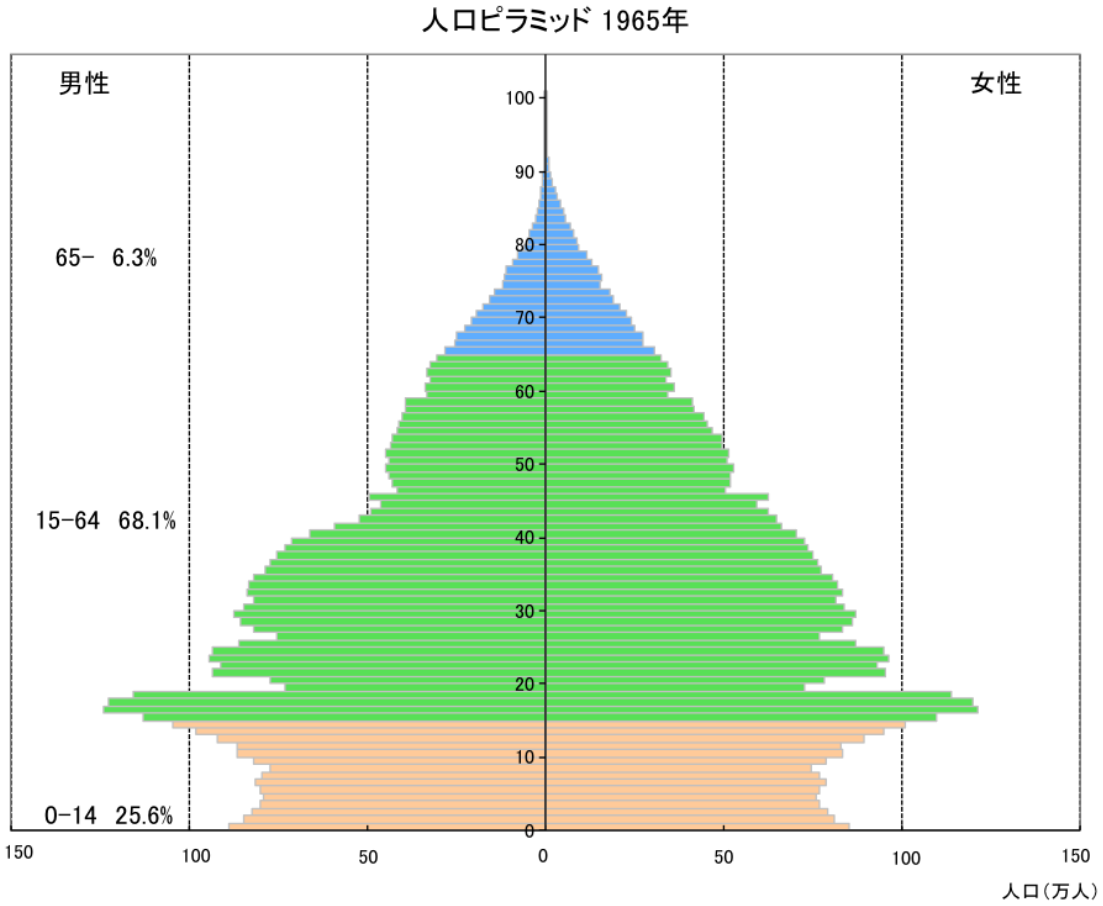

わが国の人口ピラミッド（1990 年）

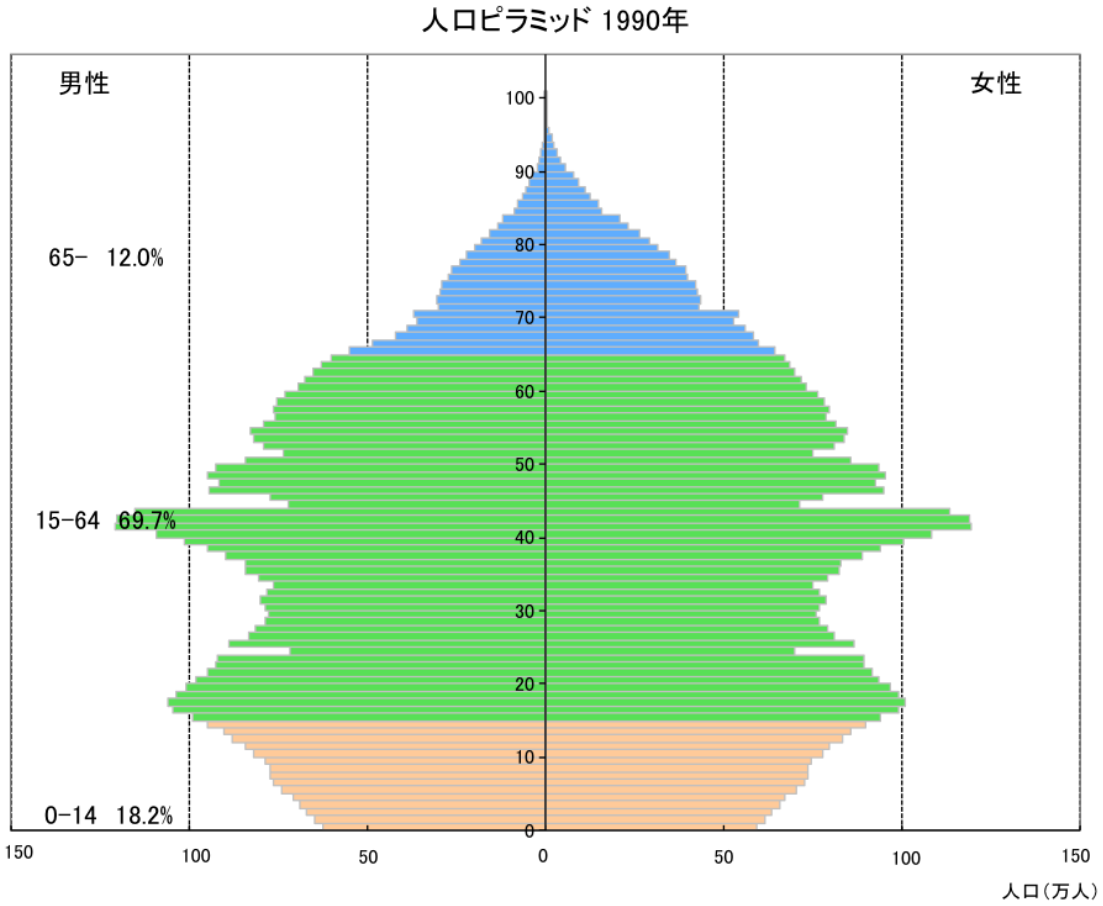

わが国の人口ピラミッド（2015 年）

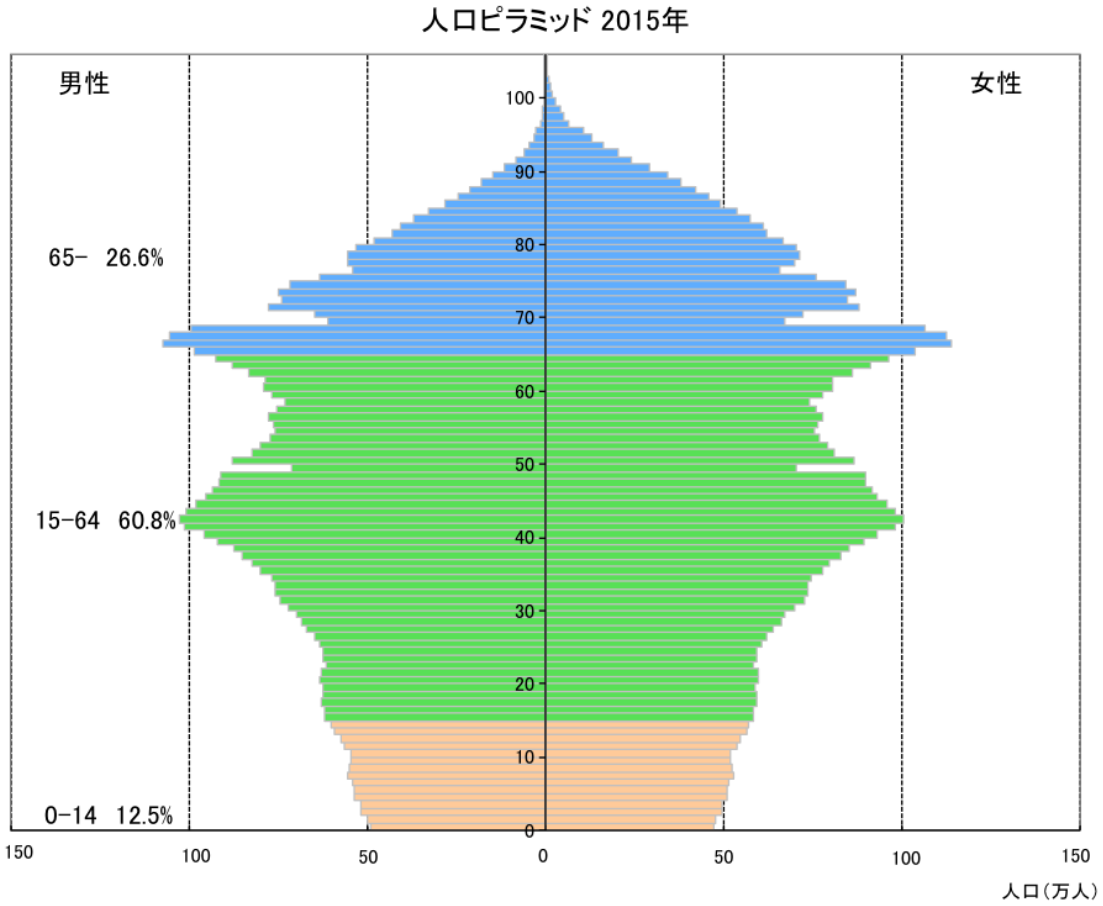

わが国の人口ピラミッド（2040 年）

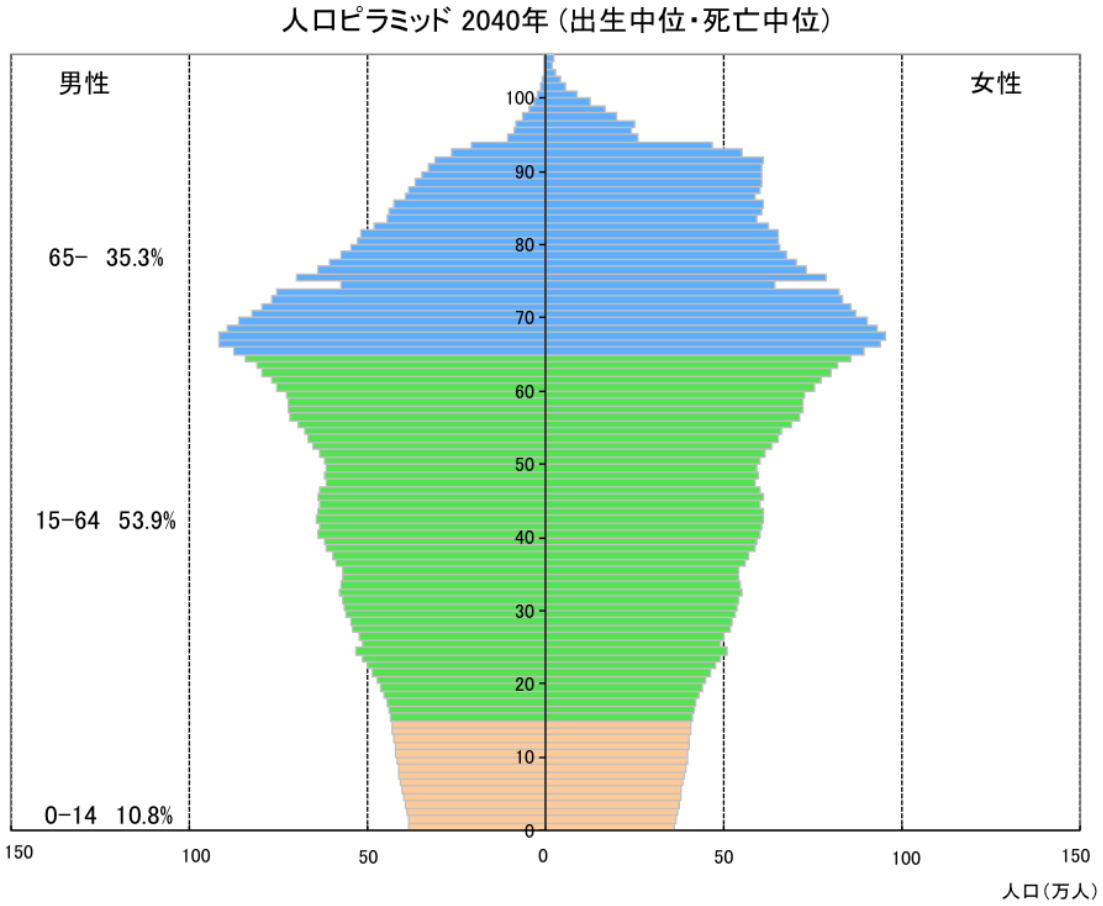

わが国の人口ピラミッド（2065 年）

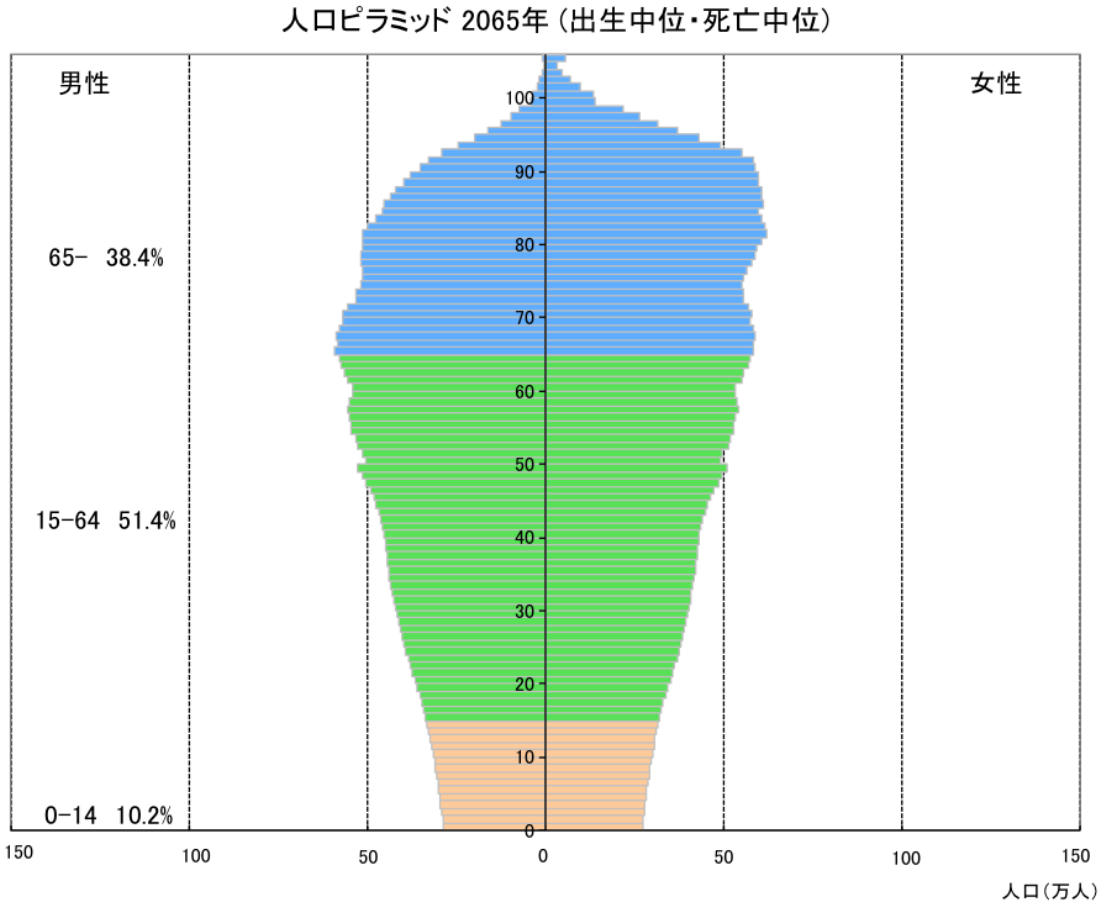

出生率の国際比較

- 近年の先進諸国の合計特殊出生率は、概ね人口置換水準以下のレベルにあるが、アメリカ・フランスのように、人口置換水準に近いレベルの国がある一方、わが国はドイツ・イタリアと並んで、非常に低いレベルにある。

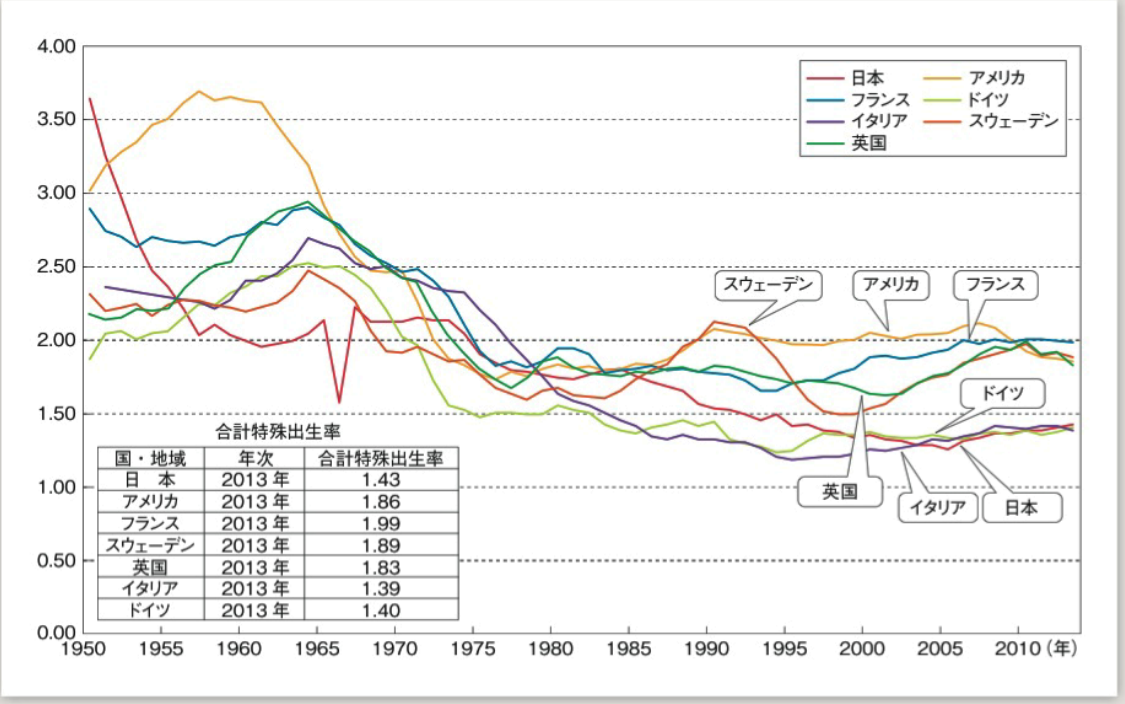

合計特殊出生率

国・地域	年次	合計特殊出生率
日　本	2013 年	1.43
アメリカ	2013 年	1.86
フランス	2013 年	1.99
スウェーデン	2013 年	1.89
英国	2013 年	1.83
イタリア	2013 年	1.39
ドイツ	2013 年	1.40

資料：ヨーロッパは、1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”等、1960年以降はOECD Family database（2013年2月更新版）による。ただし、2013年は各国の政府統計機関等。アメリカは、1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”、1960年以降はOECD Family database（2013年2月更新版）による。ただし、2013年は“National Vital Statistics Report”。日本は厚生労働省「人口動態統計」。

平均寿命の国際比較

- わが国の平均寿命は、戦後直後は先進諸国の中でも低い位置にあったが、他の先進諸国と比較して急速な伸長を遂げてきた。
- 現在、国際的に見てトップレベルの平均寿命を維持しつつ、さらに上昇を続けているという特徴を持っている。

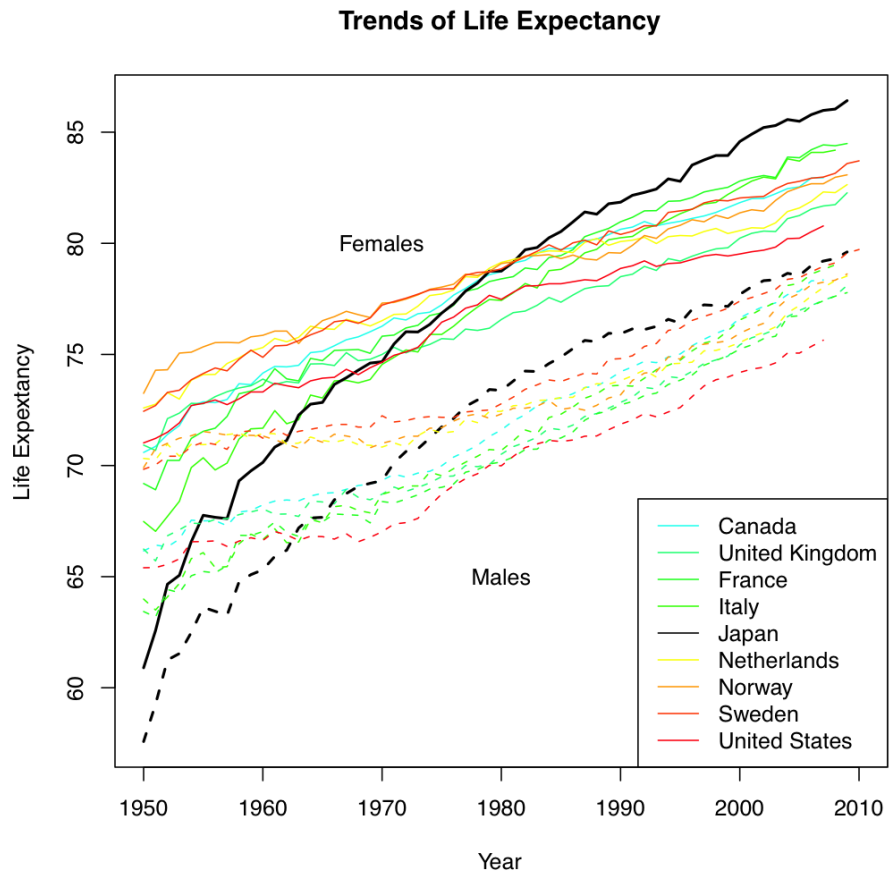

Source:Human Mortality Database

高齢化

- わが国の高齢化の進展は、諸外国に比べてそのスピードが速いという特徴がある。

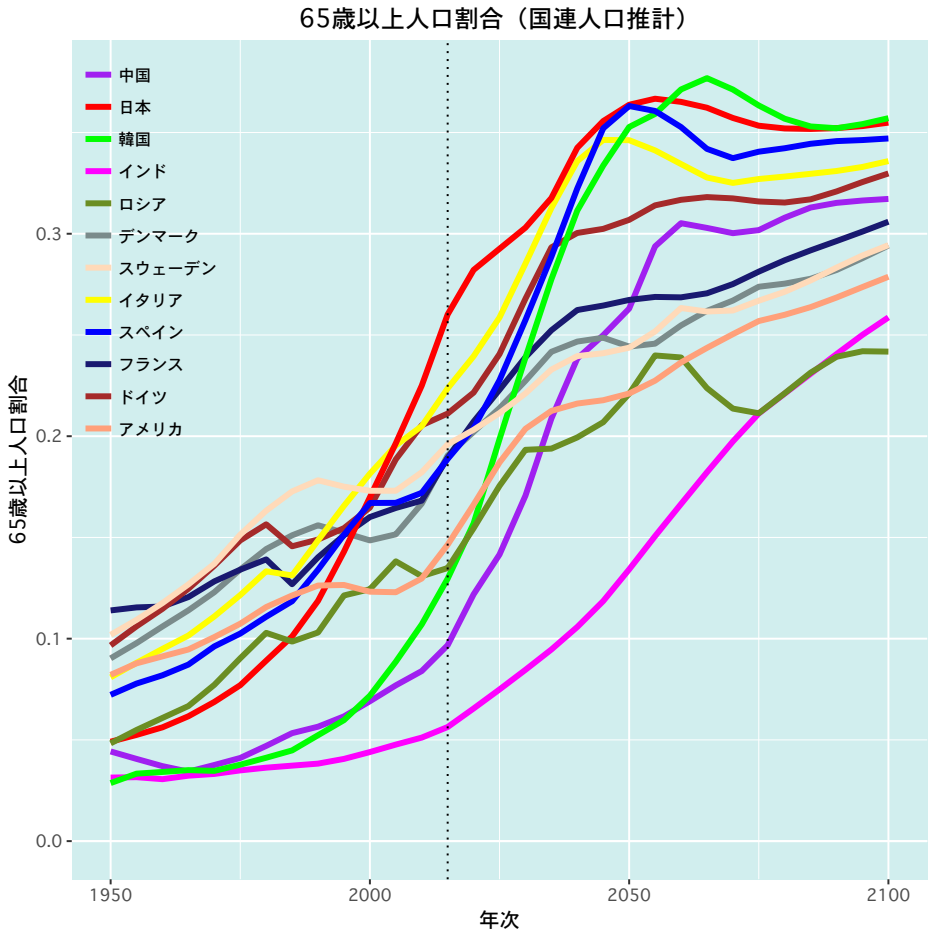

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

人口投影 (Population Projection)

- 公的将来人口推計で用いられているのは、**人口投影** (Population Projection) である。人口投影とは、人口自体の趨勢や、人口変動要因である出生・死亡・移動の趨勢について一定の仮定を設定し、将来の人口がどのようになるかを計算するものである。
- 国などの機関が行う将来人口推計では、**客観性・中立性**を確保するため、出生・死亡・移動などの仮定値の設定は、**過去から現在に至る傾向・趨勢を将来に投影**し設定する。
- したがって、将来人口推計は、少子化等の人口動向について、観測された人口学的データの過去から現在に至る傾向・趨勢を将来に投影し、その帰結としての人口がどのようになるかを科学的に推計するものである。

関数あてはめ法による人口投影

- 最も単純に人口投影を行う方法は、過去の総人口の推移に数学的関数をあてはめる方法である。
- しかし、それによる結果は、先に見た将来人口推計結果とは様相が異なっている。
- 出生・死亡・移動という人口変動要因や年齢構造の考慮が必要。

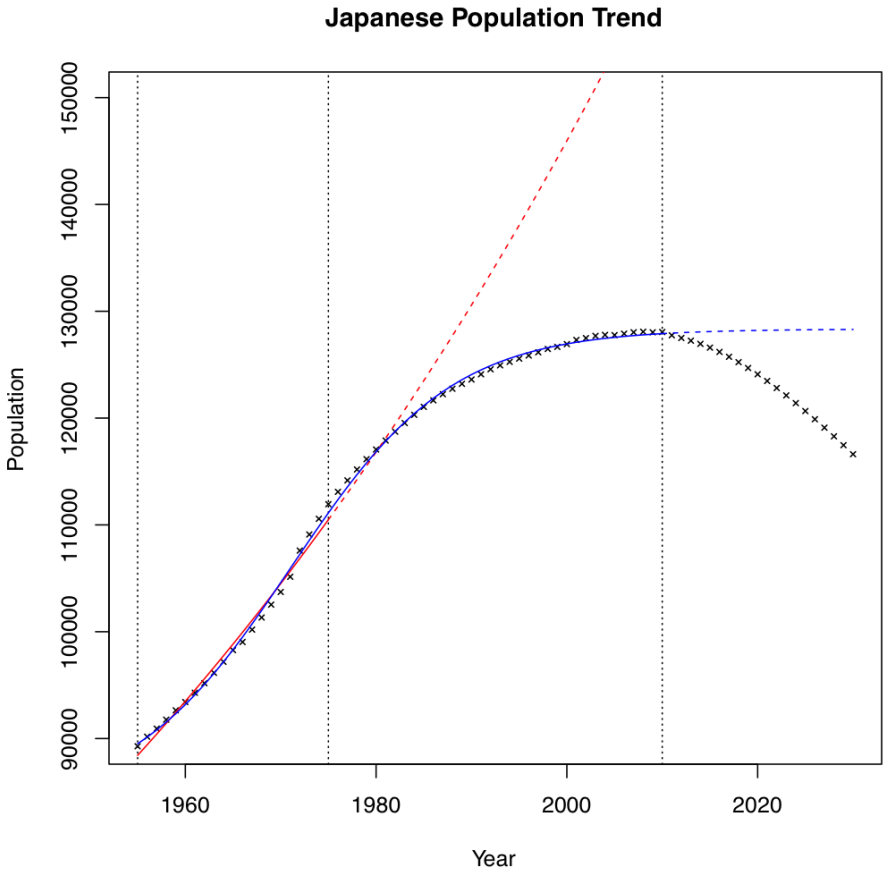

コーホート要因法による人口投影

- 出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいてコーホート毎に将来人口を投影する方法。
- 日本のように詳細な人口統計が得られる場合には、コーホート要因法が最も信頼性が高く、国などの機関が行う公的将来人口推計の標準的な方法とされている。
- 特に、わが国の推計では、客観性や中立性を確保する観点から、出生、死亡、移動の仮定についても、過去から現在に至るまでに観測された人口学的データの傾向・趨勢を将来に向けて投影することにより行っている。
- このためには、出生・死亡・移動の動向に関する詳細な分析・モデル化が重要となる。
- この分析・モデル化は、マクロ的な将来人口の変化を考えることだけでなく、結婚・出産時期や老後の長さの変化など、わたしたち個人のライフコースの変化を見極めることに関連している。

コーホート要因法による人口推計の計算と仮定値の関係を示すと以下のようになる。

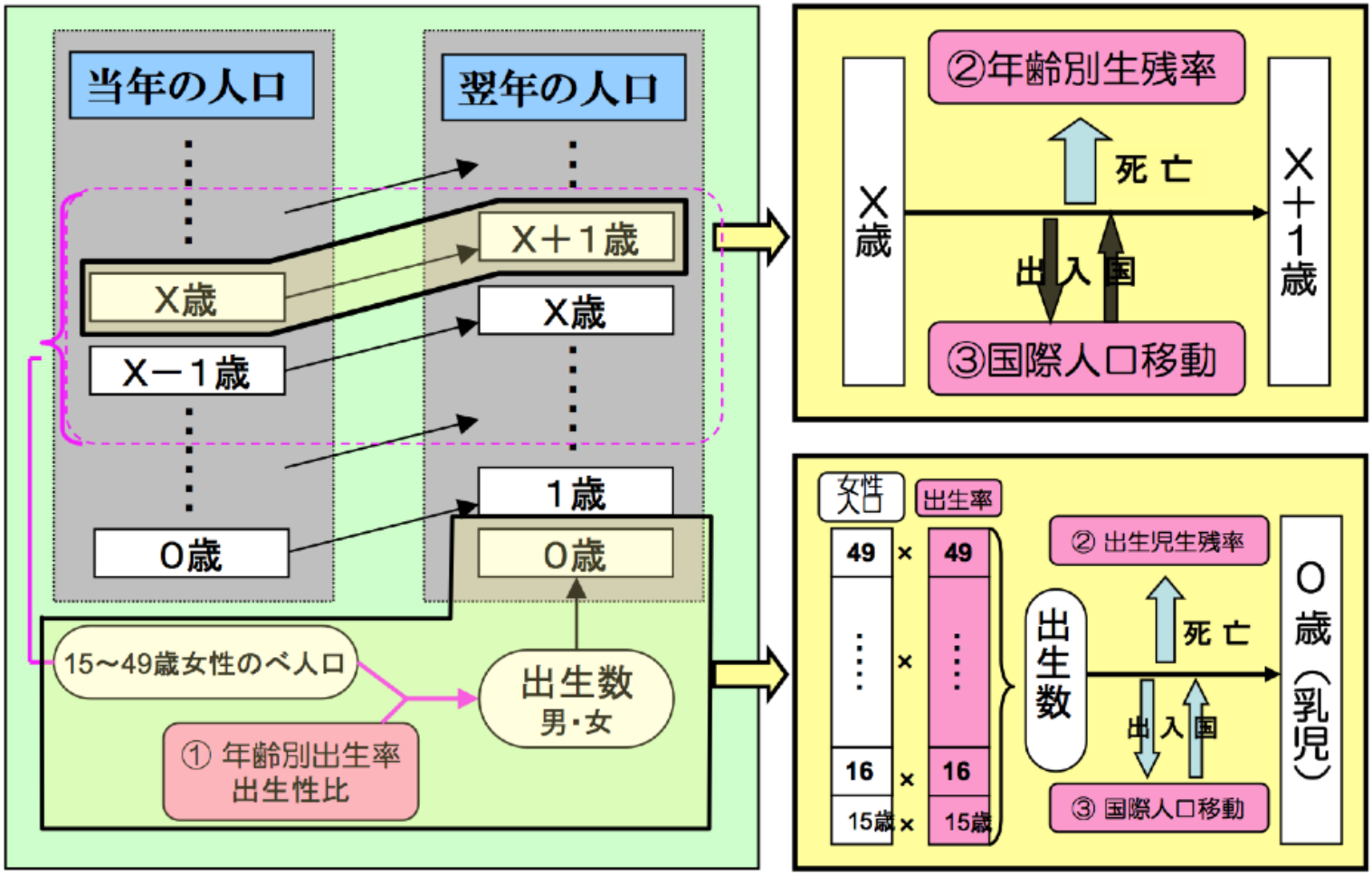

公的な将来人口推計に求められる要件と方法

- 公的将来人口推計は、施策計画、開発計画、経済活動計画等の立案に際し、それらの前提となる人口の規模および構造に関する基礎資料として、広範な分野において利用されている。したがって、 公的将来人口推計が満たすべき重要な要件として、**客観性・中立性**を保つことが挙げられる。
- 一方で、**未来**の人口の姿や**未来**の出生・死亡・移動などの人口変動要因を、**定量的かつ正確に予言する科学的な方法は存在しない**。
- 過去から現在に至るまでに観測された人口学的データの傾向・趨勢を将来に向けて**投影**することが、公的将来人口推計を行う上で、客観性・中立性を保った最善の科学的方法といえる。
- このように、公的将来人口推計は将来の人口を**予言・予測** (prediction) することを第一の目的とするものではない。

人口投影が持つ性格

- 人口の将来像が、人口投影手法によって過去から現在に至る趨勢が続くという仮定で映し出されているのであれば、その将来像とは、これまで社会が歩んできた方向から自然に導かれる行き先を指し示しているものと考えることができる。
- したがって、その将来像に、仮に望ましくない点があったとすれば、それを見て、現在の趨勢を変える行動を起こすことや、これまでとは異なる選択をすることも可能である。
- このように、将来人口推計が映し出す未来とは、決定されたものではなく、今後の我々の行動や選択を考えるための材料として有用なものなのである。
- → 将来推計の実行にあたっては、可能な限り客観的・中立的に、過去から現在に至る趨勢に基づいて、専門的な観点から実行することが重要。

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

参照コーホートの出生仮定設定の考え方

- コーホートの合計特殊出生率は、以下のような変動要素によって構成される。将来推計に際しては、各要素の実績値推移の投影を行い、参照コーホートの各要素の値を求めることによって、そのコーホート合計特殊出生率を求め、長期仮定として設定する。

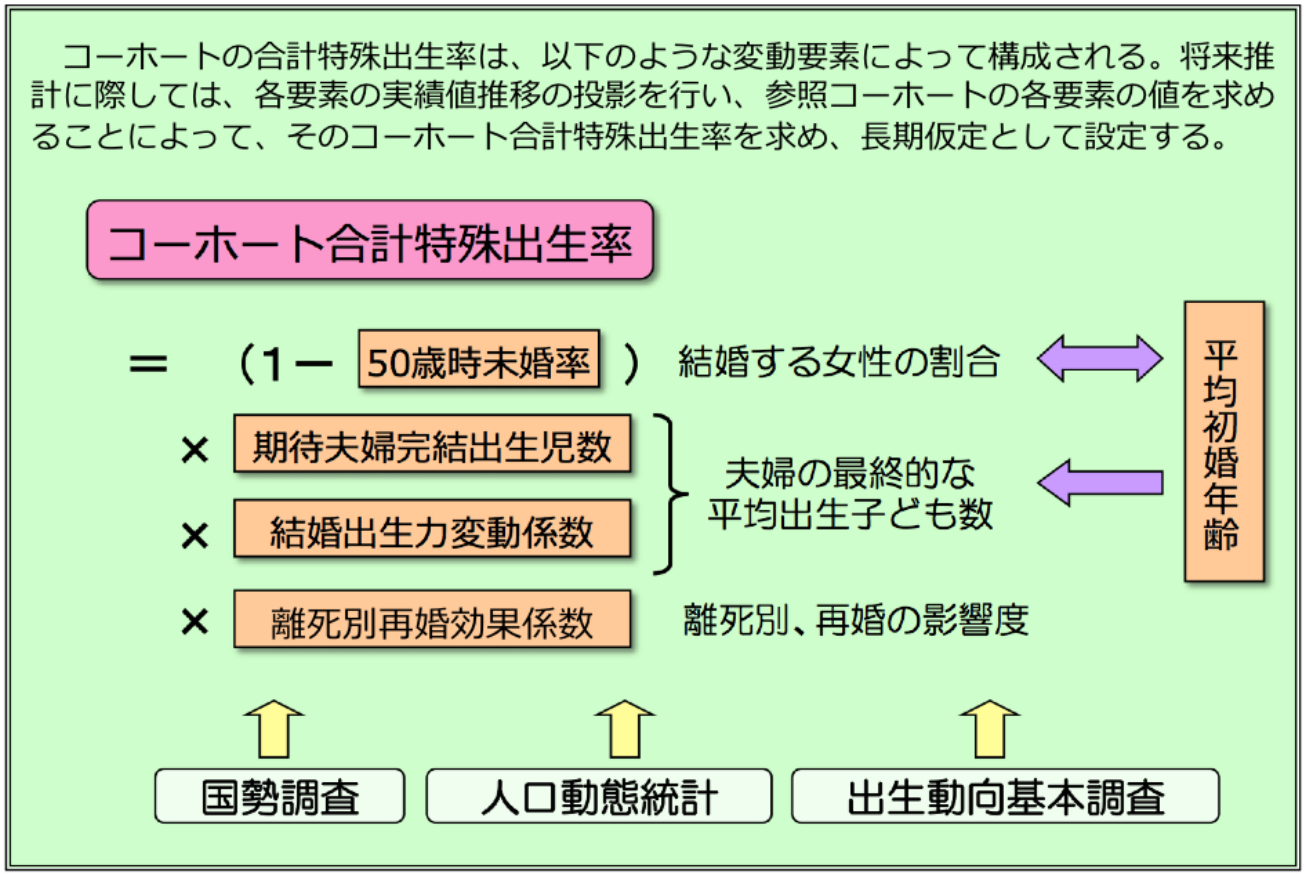

日本の少子化

- **少子化**：出生率が人口置換水準 (≈ 2.1) を下回る状態が継続すること
- わが国の出生率は 1970 年代後半以降人口置換水準を下回っており、少子化が続いている。

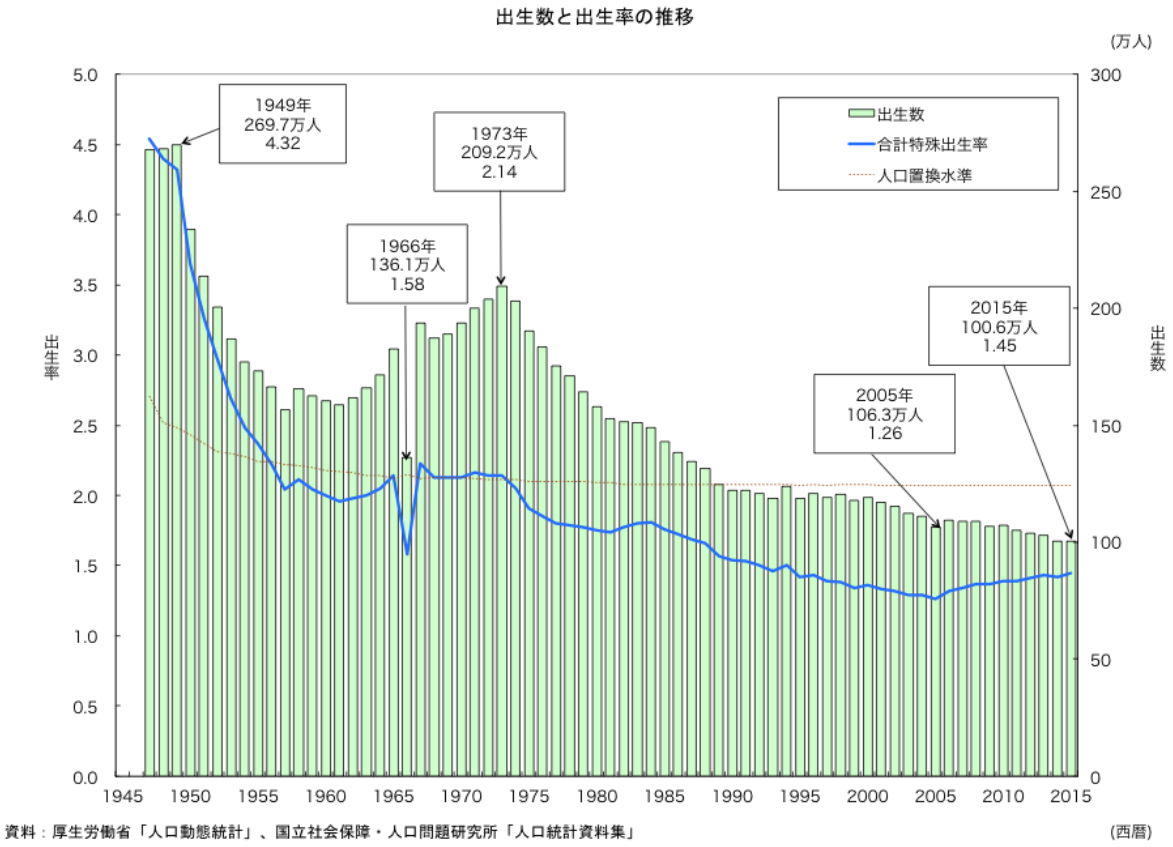

平均初婚年齢の推移

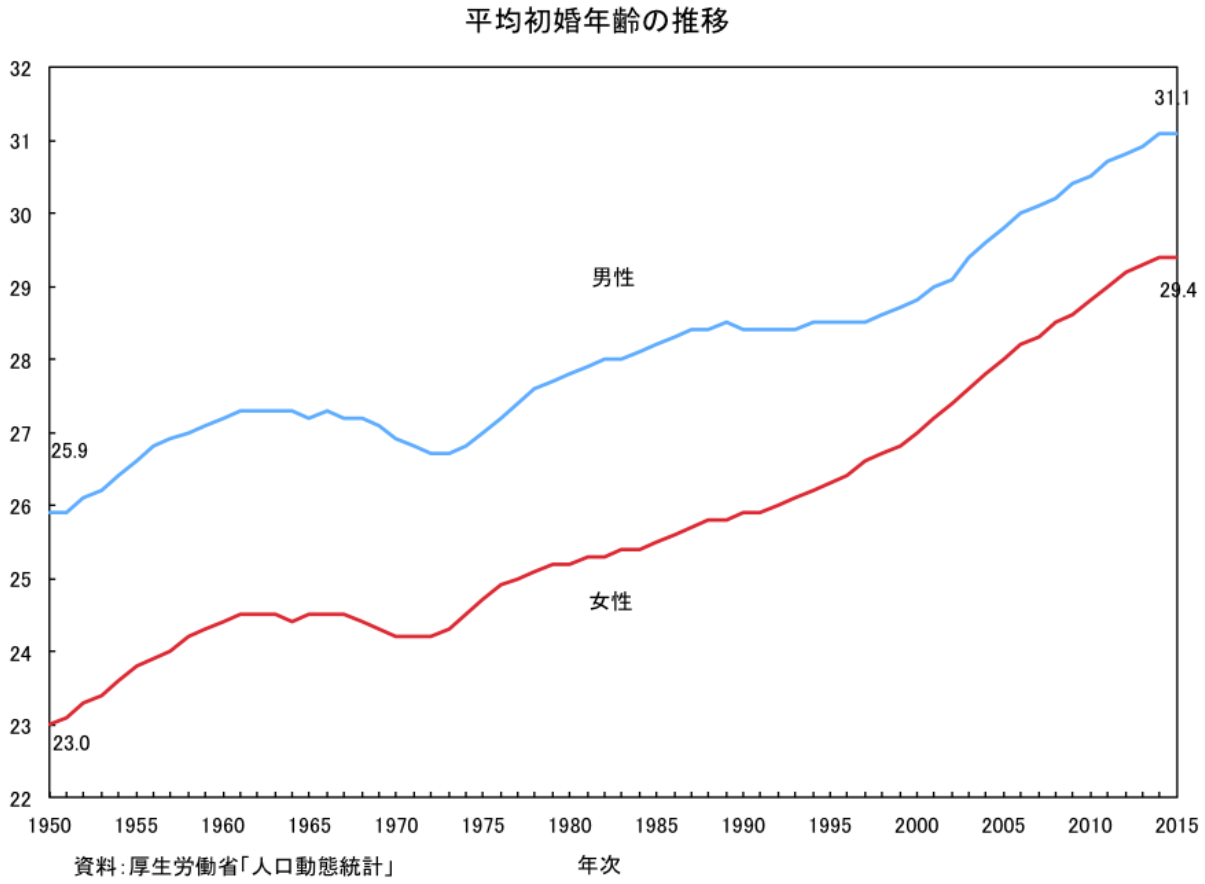

資料：厚生労働省「人口動態統計」

未婚者割合の推移

- 下は、総務省「国勢調査」による、年齢階級別未婚者割合の推移を示したものである。

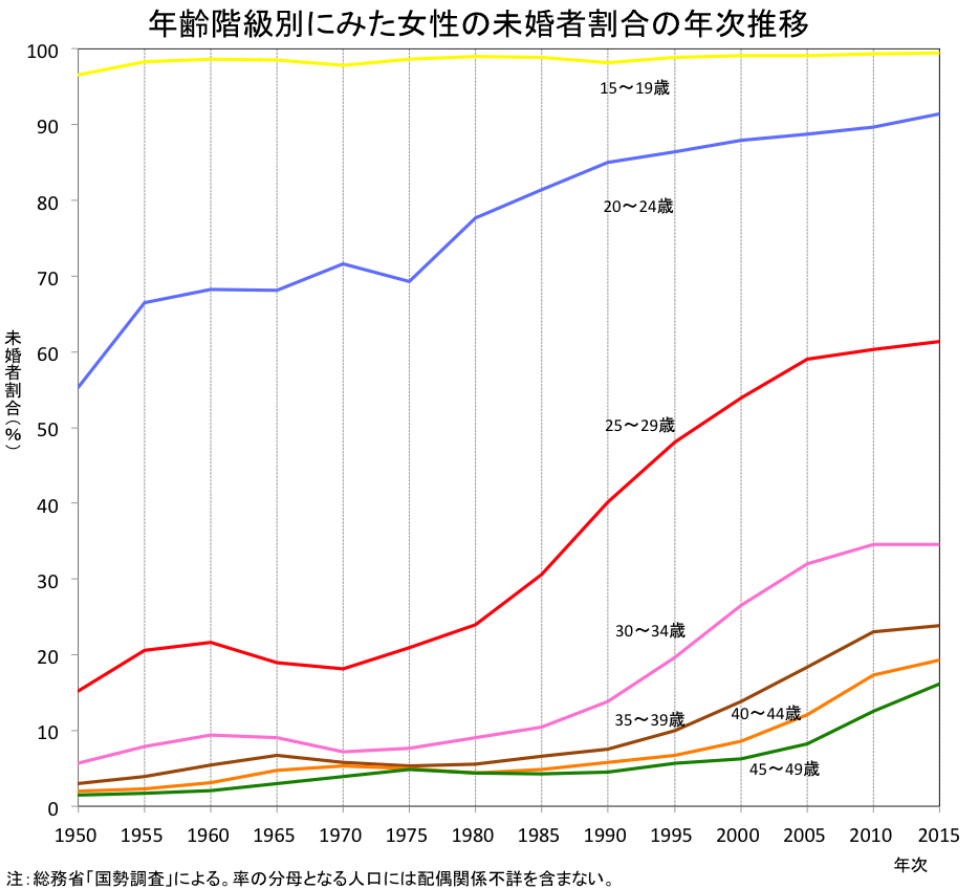

注：総務省「国勢調査」による。率の分母となる人口には配偶関係不詳を含まない。

夫婦の子ども数

- 下は、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」に基づき、初婚どうし夫婦の結婚持続期間別子ども数の推移を示したものである。

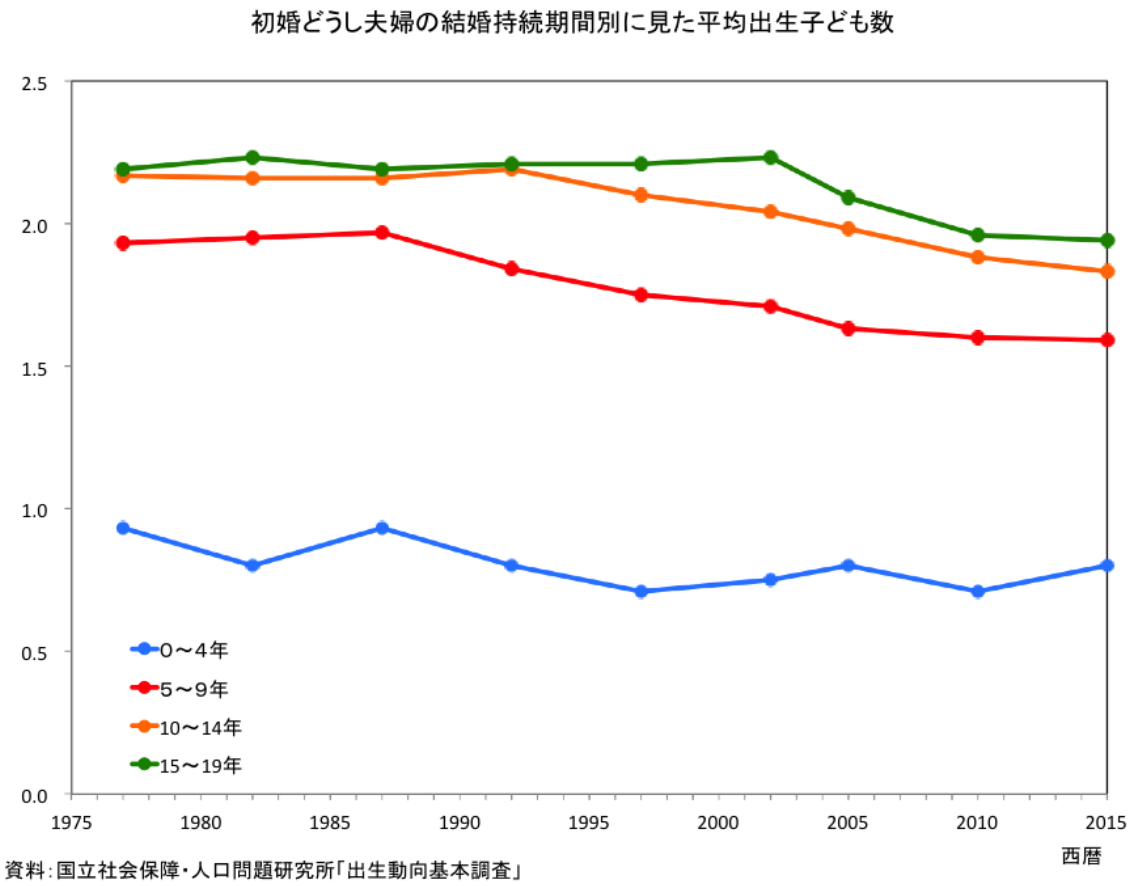

離別者割合の推移

- 下は、総務省「国勢調査」による、年齢階級別離別者割合の推移を示したものである。

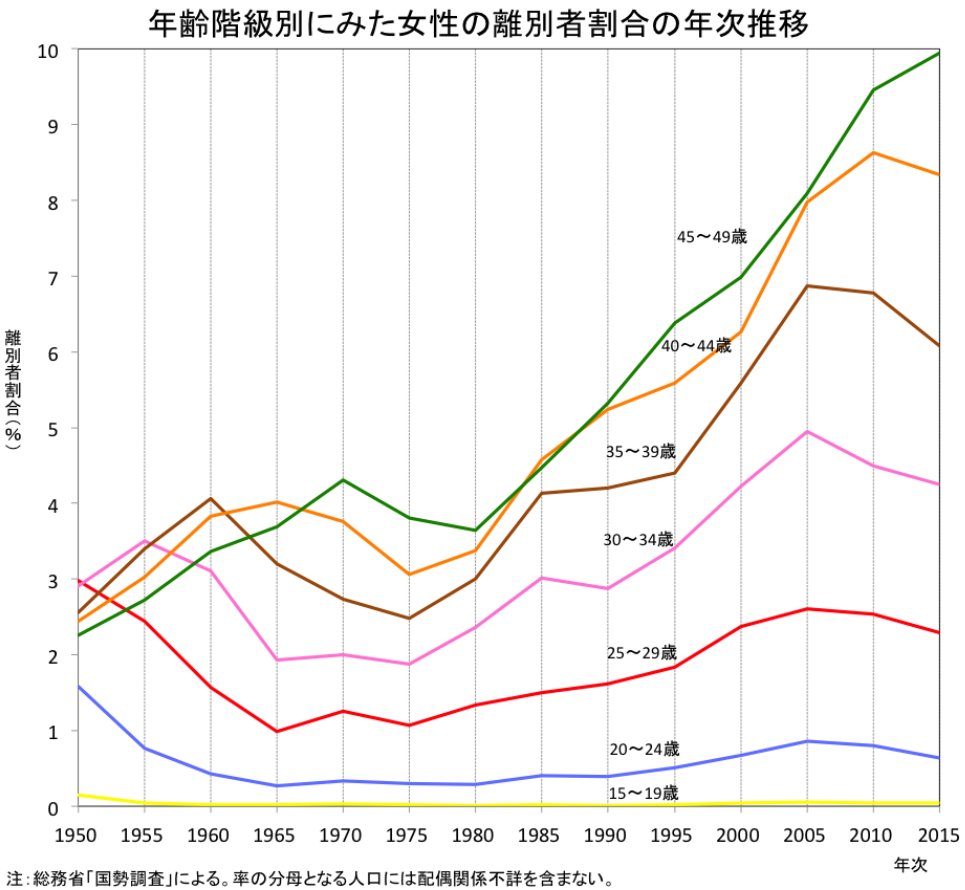

注：総務省「国勢調査」による。率の分母となる人口には配偶関係不詳を含まない。

1970 年代後半以降の出生率低下の主な要因

- 結婚行動の変化（晩婚化による未婚者割合の増加）による出生率低下がはじめに起きた。
- この傾向は継続しており、晩婚化に加えて非婚化が同時に進行している（50 歳時未婚率の上昇）。
- 結婚した夫婦の子ども数（夫婦完結出生児数）はかつては比較的安定していた。
- しかし、最近では若い夫婦で、結婚後の子ども数が以前に比べて減る傾向が見られる（期待夫婦完結出生児数と夫婦完結出生児数の乖離、すなわち、結婚出生力変動係数の影響）。
- さらに、近年、離婚の増加が有配偶率低下に影響を与えている。

出生関連行動の世代変化

- 以上のような変化を受けて、女性の出生・結婚に関するライフコースは、今後の世代で大きく変化すると見込まれる。

女性の出生力関連指標	1964 年生 (実績)	2000 年生 (推計)		
		中位	高位	低位
平均初婚年齢	26.3 歳	28.6 歳	28.2 歳	29.0 歳
50 歳時未婚率	12.0%	18.8%	13.2%	24.7 %
夫婦完結出生児数	1.96 人	1.79 人	1.91 人	1.68 人
離死別再婚による出生低下率	4.1%	4.5%	4.5%	4.5%
コーホート合計特殊出生率	1.63	1.40	1.59	1.21
無子割合	22.6%	31.6%	24.2%	39.2%

出生率・出生数の見通し

- 2015 年に 1.45 であった出生率は、中位仮定では、2024 年に 1.42 まで緩やかに低下した後、以後やや上昇して、2065 年に 1.44 へと推移。
- 出生率が同程度で推移するのに対し、出生数はどんどん減少し、2065 年には中位仮定で年間 56 万に。今後、縮小最生産が進む。

出生数・出生率の推移と見通し

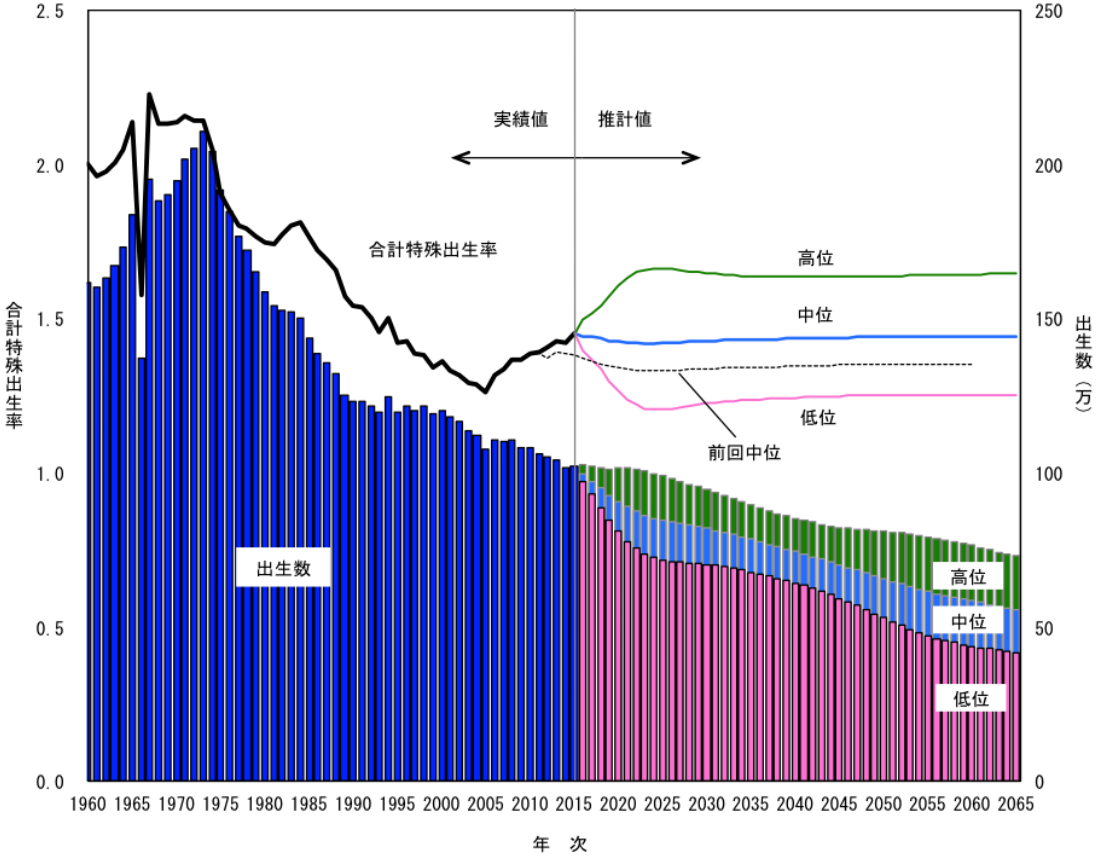

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

少子化

- **少子化**：出生率が人口置換水準を下回る状態が継続すること
- わが国の少子化状態は 30 年間以上続いている
- どうしてこの間も人口は増加してきたのだろうか？

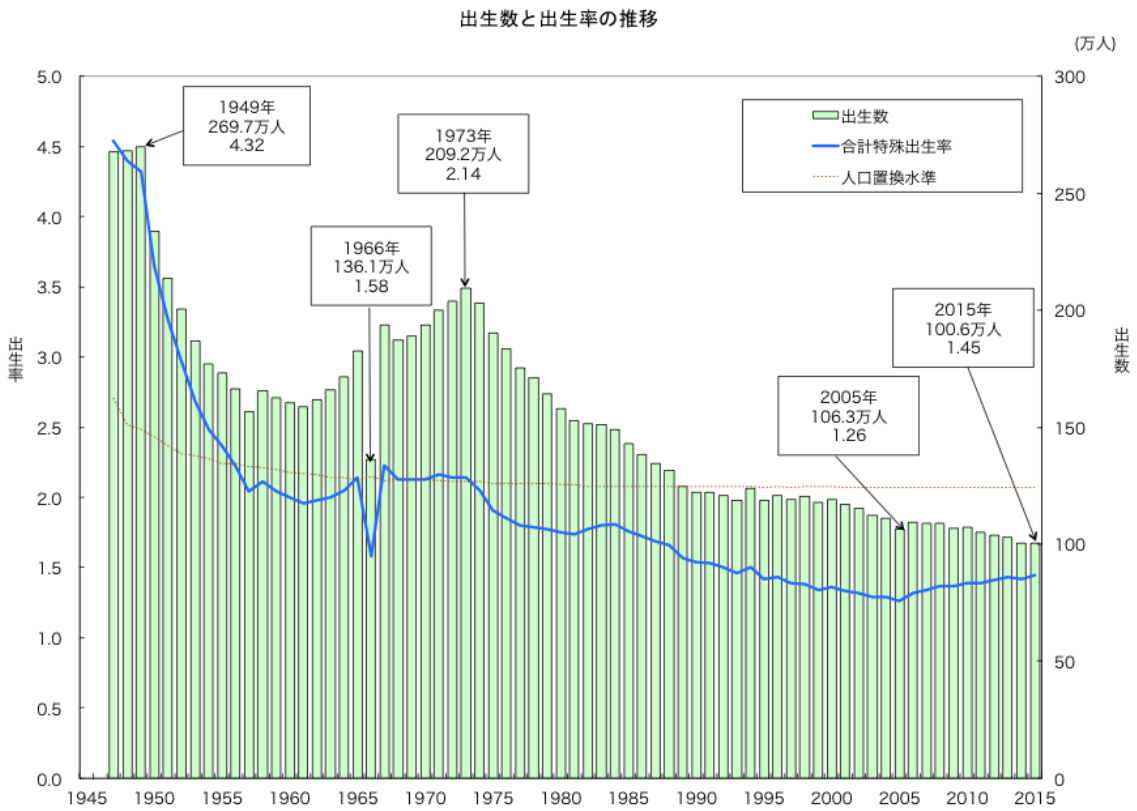

資料：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

人口モメンタム

- 過去に高い出生率を継続して経験してきた人口には増加を継続しようとする慣性のような性質をもつ
- 人口モメンタム → このような人口の慣性の強さを測る指標

人口モメンタム

- 過去に高い出生率を継続して経験してきた人口には増加を継続しようとする慣性のような性質をもつ
- 人口モメンタム → このような人口の慣性の強さを測る指標
- まず、仮に出生率が基準となる時点から直ちに人口置換水準となった（死亡率一定、国際人口移動はゼロとする）ものと仮定し、それに基づく「仮想的な人口推移」が究極的に静止してゆく先の人口水準を求め、基準時点での人口に対する、仮想的人口が静止する人口の比率を人口モメンタムと定義

減少モメンタムの時代

- 1985 年の人口モメンタムは 1 を超えていた → この慣性がこれまで人口を増加させてきた
- 2015 年の人口モメンタムは 1 を割っている → 減少モメンタムという性質を持つ

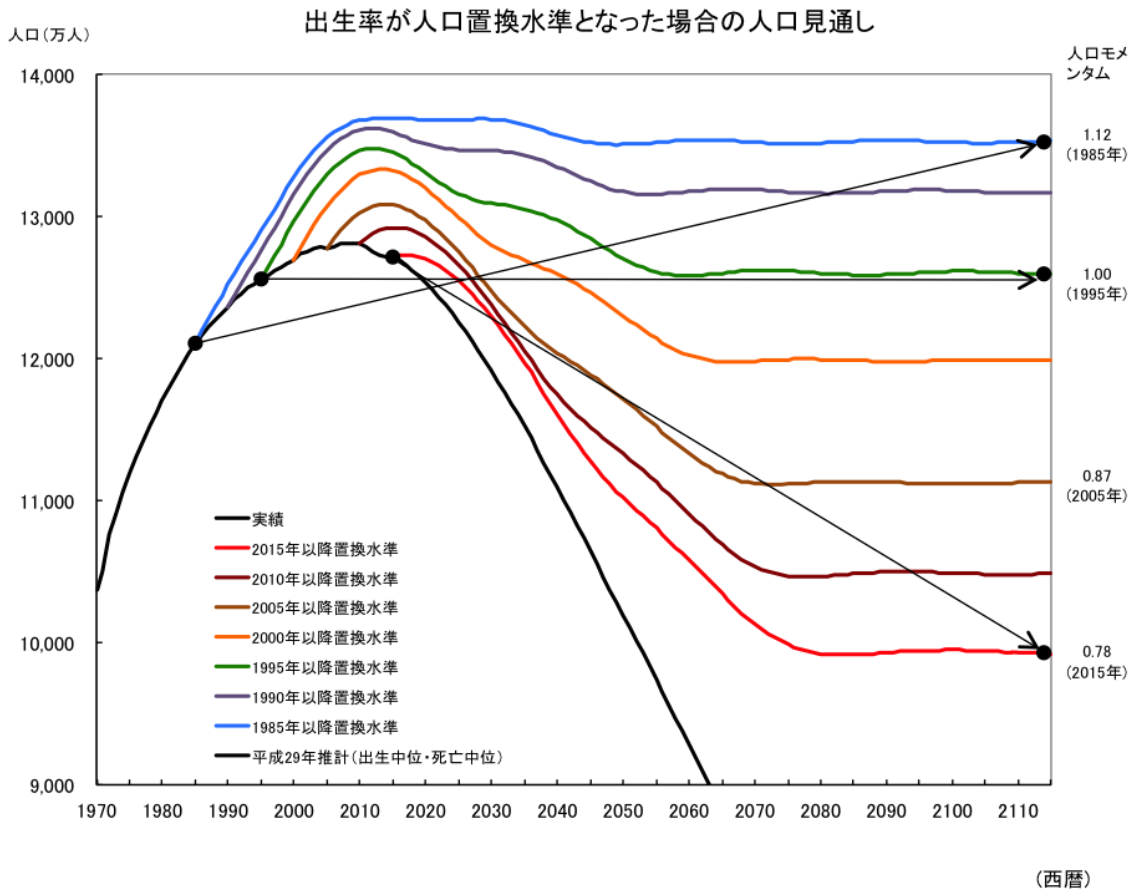

減少モメンタムの時代

- 減少モメンタムを持つ人口は、例え出生率が人口置換水準まで回復、すなわち、少子化が完全に解消されたとしても、人口は究極的には減少
- 出生率の回復如何に関わらず、人口減少自体をかなり決定的な状況と捉える必要

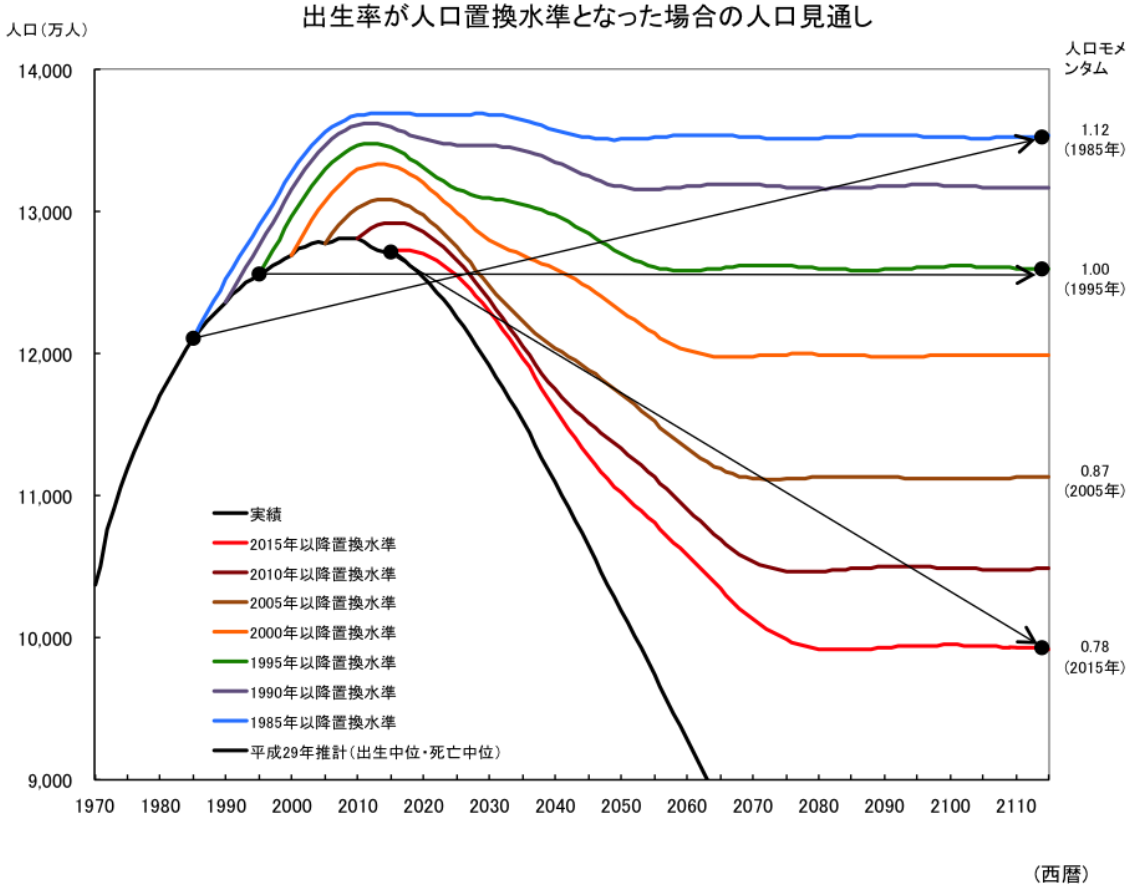

減少モメンタムの時代

- 「少子化対策等の人口減少自体に対策を打つ視点」vs「一定の人口減少を所与のものとしてこれに対応する社会システムを考える視点」
- 減少モメンタムの時代では、両者を**同時並行的に**考えていくことが必要

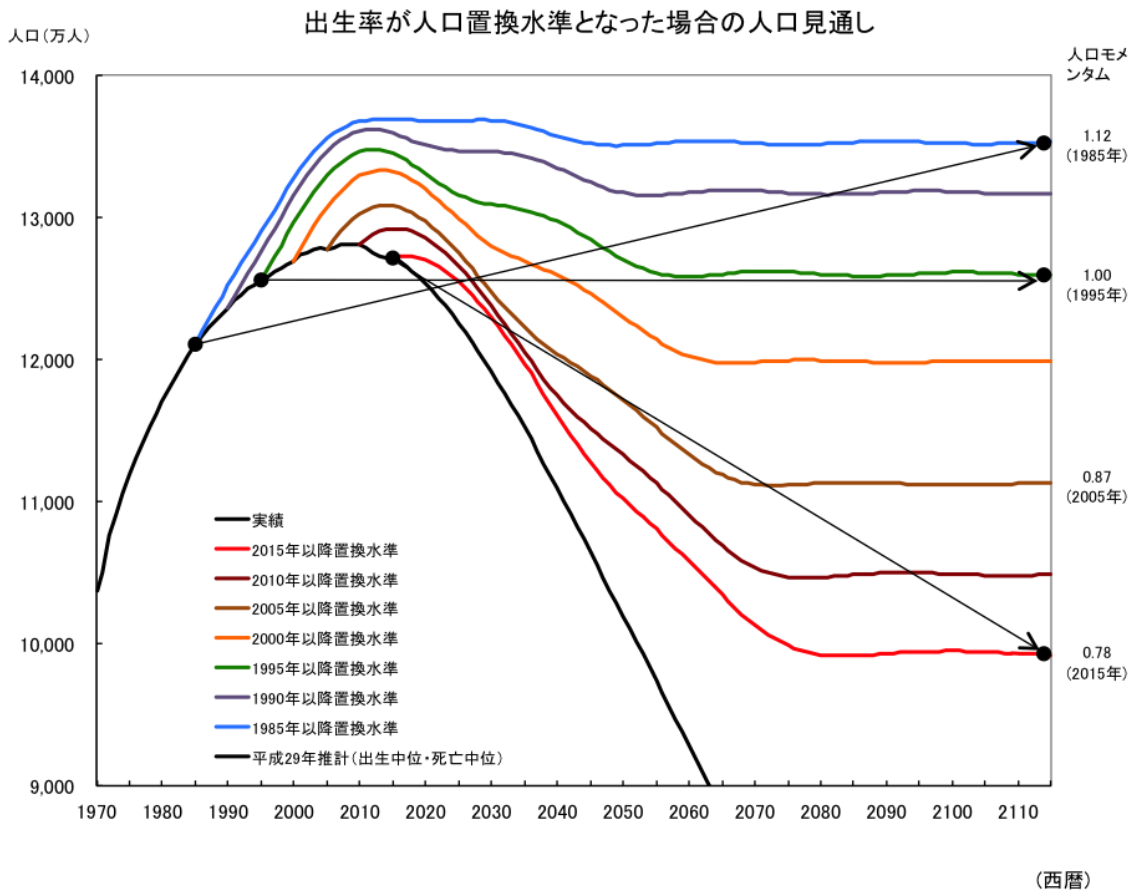

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

日本の少子・高齢化の現状と将来人口推計

- 21 世紀はわが国がこれまで歴史上経験したことのない人口減少社会になるものと見込まれるとともに、先進諸国の中でも少子化・長寿化が進行しており、他国に先駆けて極めて急速な高齢化を経験することとなる。
- 将来人口推計は不確実性から逃れることはできず、推計結果も幅をもって見ることが必要である。一方で、わが国は既に減少モメンタムの時代に入っており、今後の人口減少自体はかなり決定的な状況と捉える必要がある。将来の人口に関する議論を行う際には、このような将来人口推計や人口動向が持つ複雑な特性の理解に立脚しつつ、長期的な視点に立って考えることが必要である。
- 今後の人口減少自体はかなり決定的であるとしても、わが国が世界的にトップクラスの平均寿命を享受している点を活かし、社会に積極的に参画できる高齢者を増やすことができれば、わが国を知識や経験に根ざした活力ある「知識集積型社会」へと導くことのできる可能性もある。
- 将来人口推計は、人口投影という手法に基づき、過去から現在に至る趨勢を将来に向けて映し出したものである。わが国の人口が将来、どのような形として実現されるかは、これからの私たちの行動と選択にかかっている。そのための基礎資料として「日本の将来推計人口」が活用されることを望むものである。

1 日本の将来人口推計
- 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）による将来の人口のすがた
- わが国の少子化・高齢化の世界から見た状況

2 将来人口推計の考え方
- 人口推計の考え方

3 出生動向と将来推計
- 将来人口推計の出生仮定

4 高齢化・人口減少への対応
- 人口モメンタム

5 おわりに
- おわりに

6 （参考）国連の将来推計人口
- 総人口の見通し
- 従属人口指数の見通し

世界人口の推移と見通し（全世界、先進諸国、発展途上国）

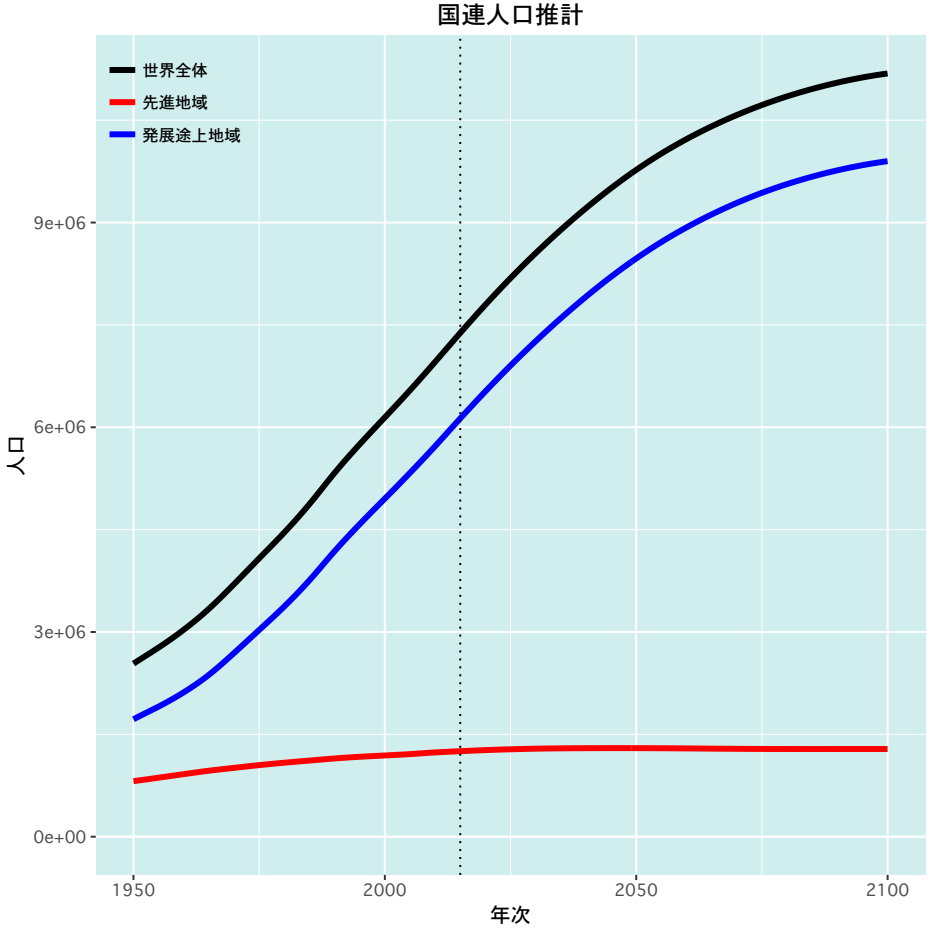

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

世界人口の推移と見通し（地域別）

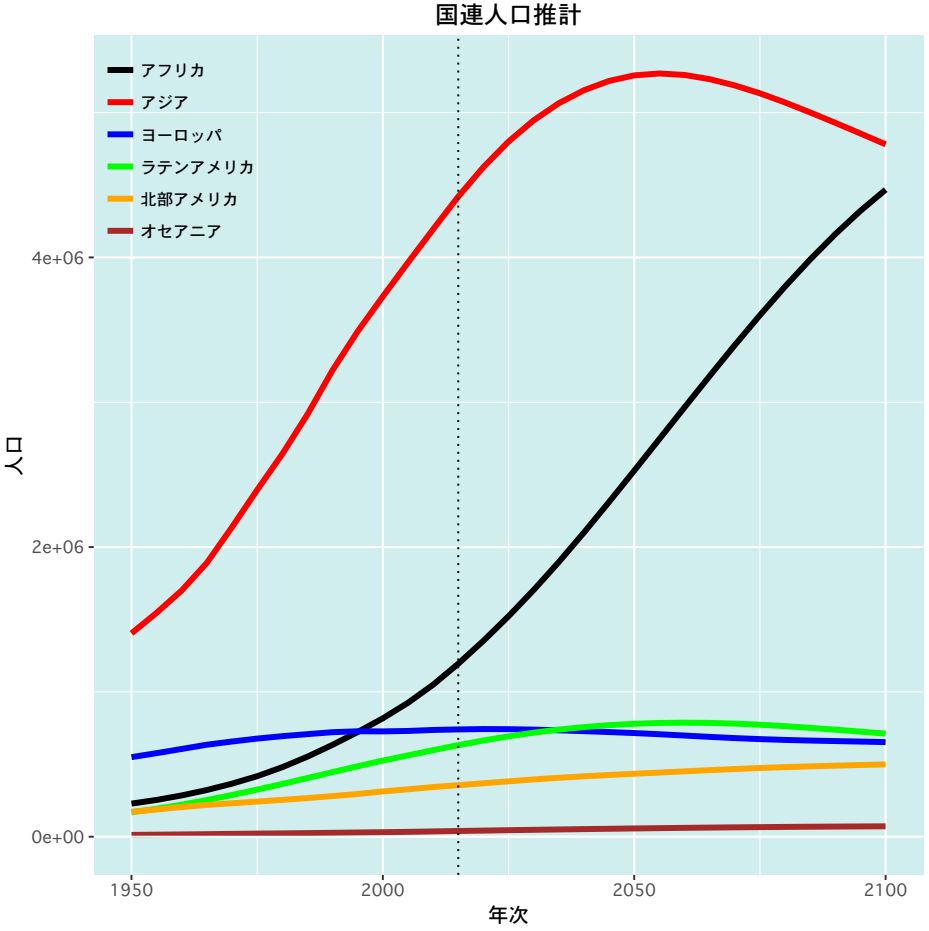

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

アジアの人口の推移と見通し（地域別）

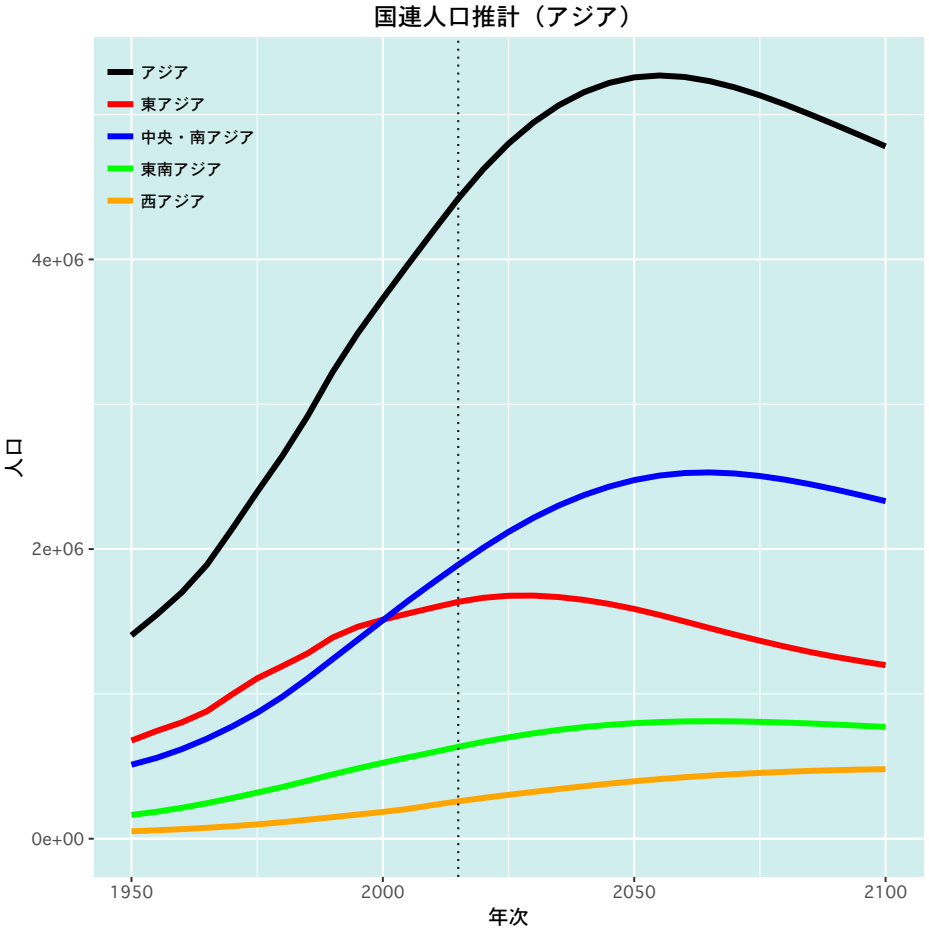

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

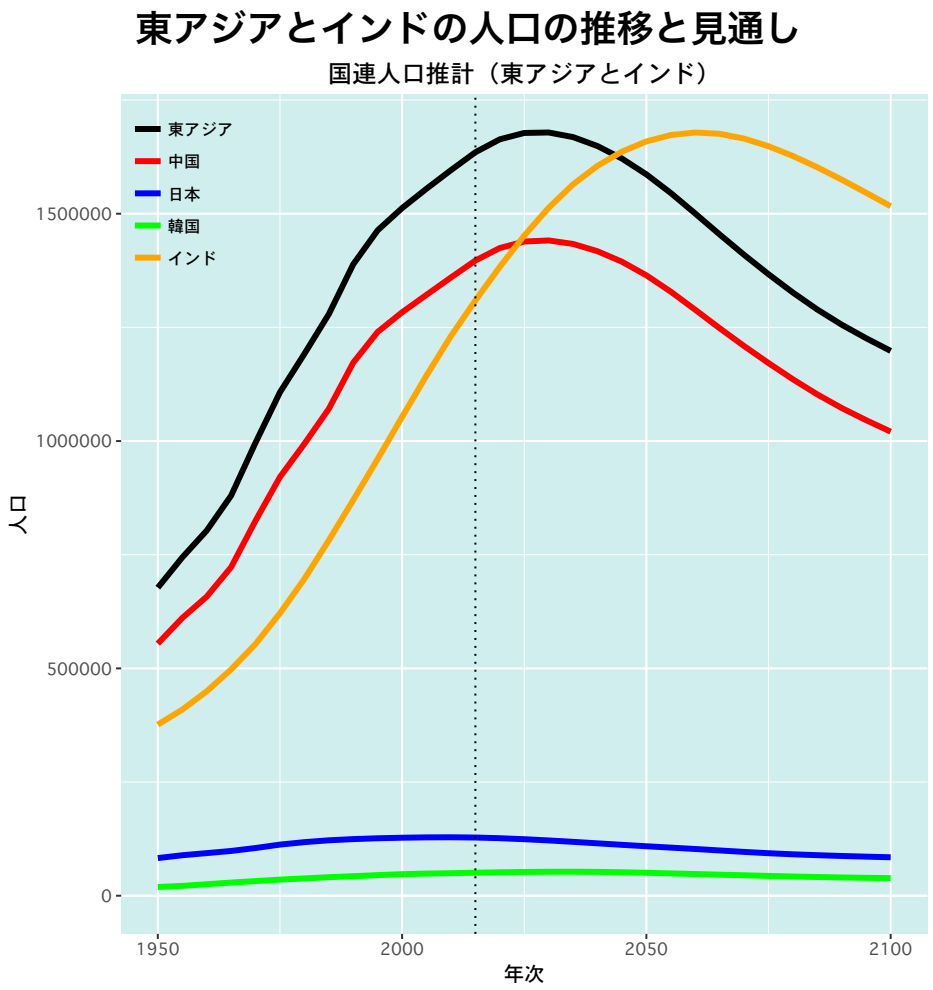

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

日本の従属人口指数の推移と見通し

- **従属人口指数**とは、年少人口 (15 歳未満人口) と老年人口 (65 歳以上人口) の和を生産年齢人口 (15〜64 歳人口) で割ったもの。
- 年少人口を生産年齢人口で除したものを年少従属人口指数、老年人口を生産年齢人口で除したものを老年従属人口指数と呼び、従属人口指数は年少従属人口指数と老年従属人口指数の和となる。
- 一般的に、人口転換による高齢化の過程で、従属人口指数は一旦減少し、その後増加する。この減少している時期を**人口ボーナス**、増加後の時期を**人口オーナス（負荷）**と呼ぶことがある。
- 世界の地域や国毎に異なる人口ボーナス、人口オーナスの到来タイミングは、国際社会のバランスに大きな影響を及ぼすと考えられる。

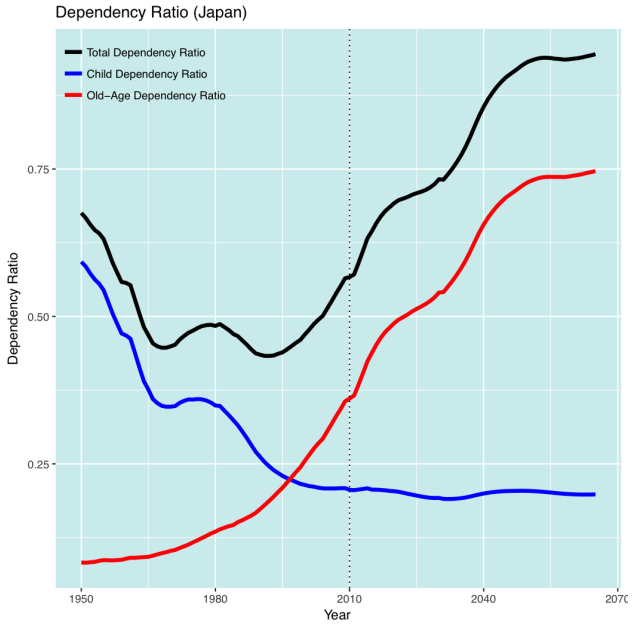

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 29 年推計)(出生中位・死亡中位仮定)

世界の従属人口指数の推移と見通し（全世界、先進諸国、発展途上国）

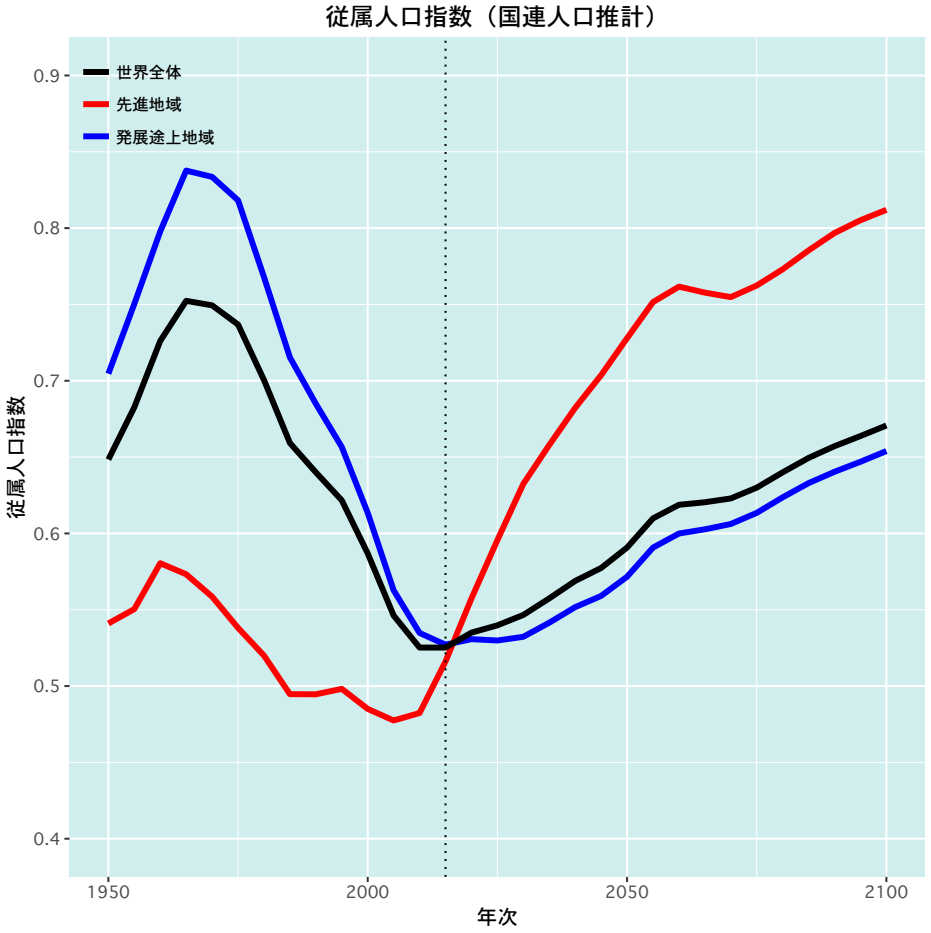

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

世界の従属人口指数の推移と見通し（地域別）

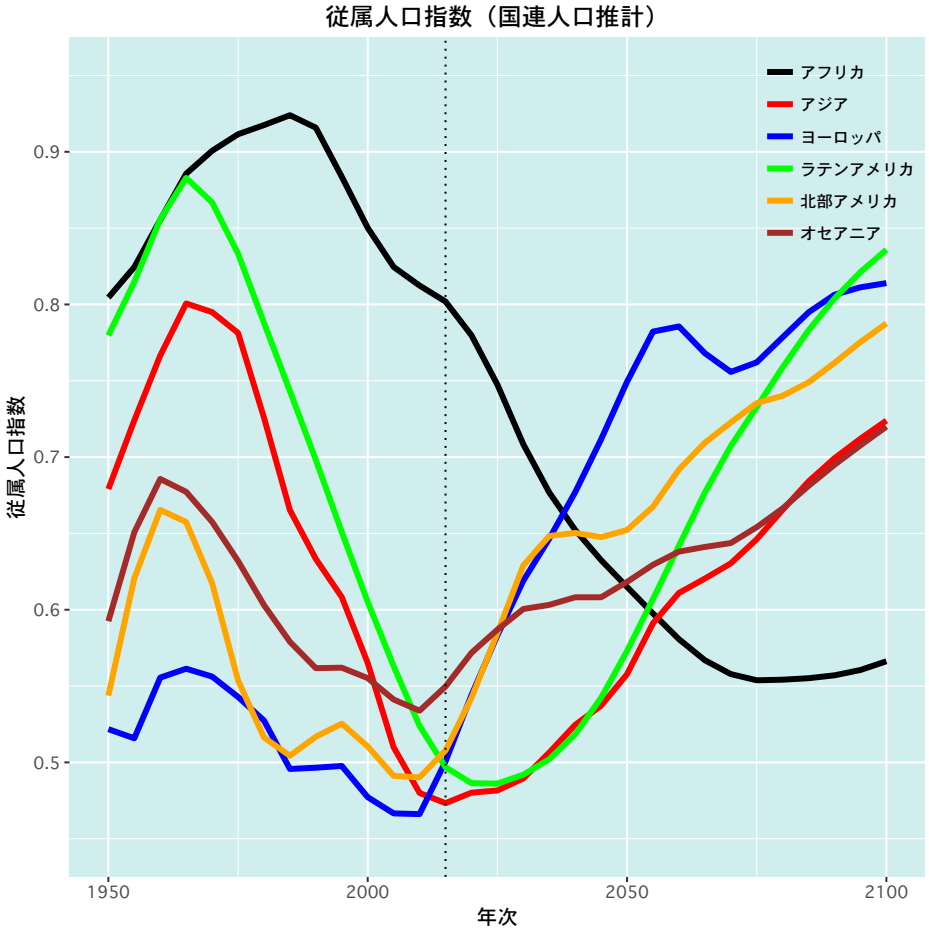

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

アジアの従属人口指数の推移と見通し（地域別）

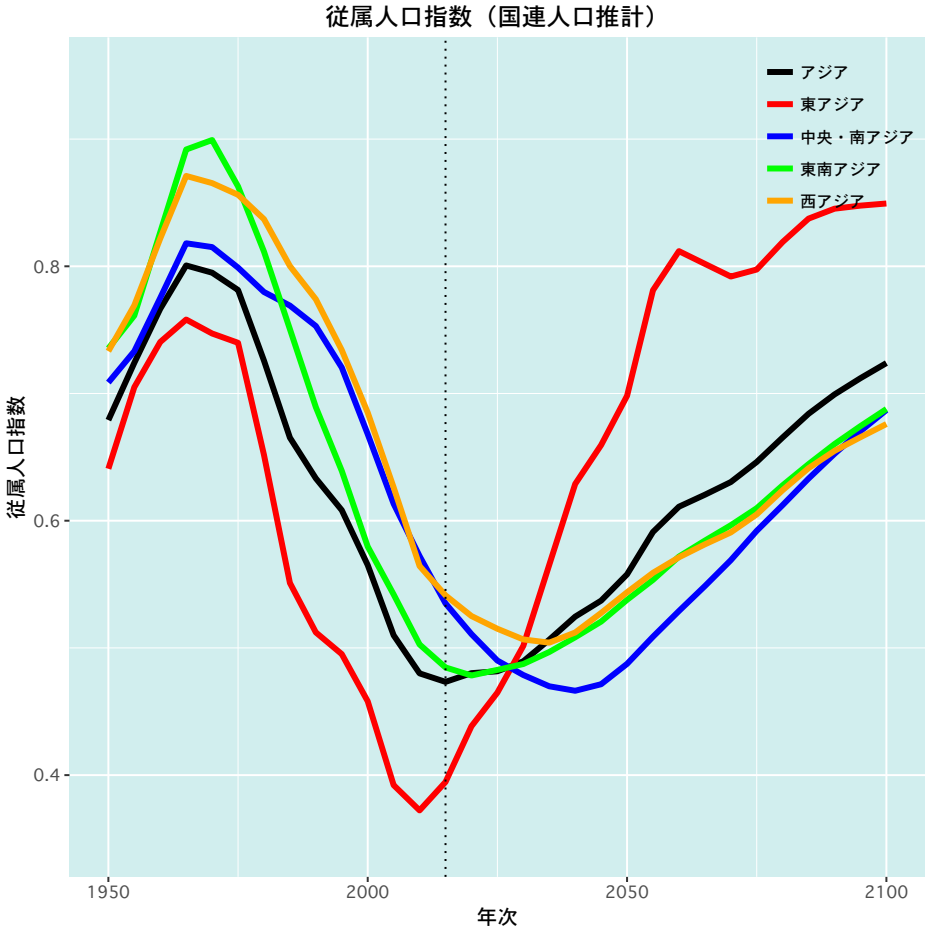

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

東アジアとインドの従属人口指数の推移と見通し

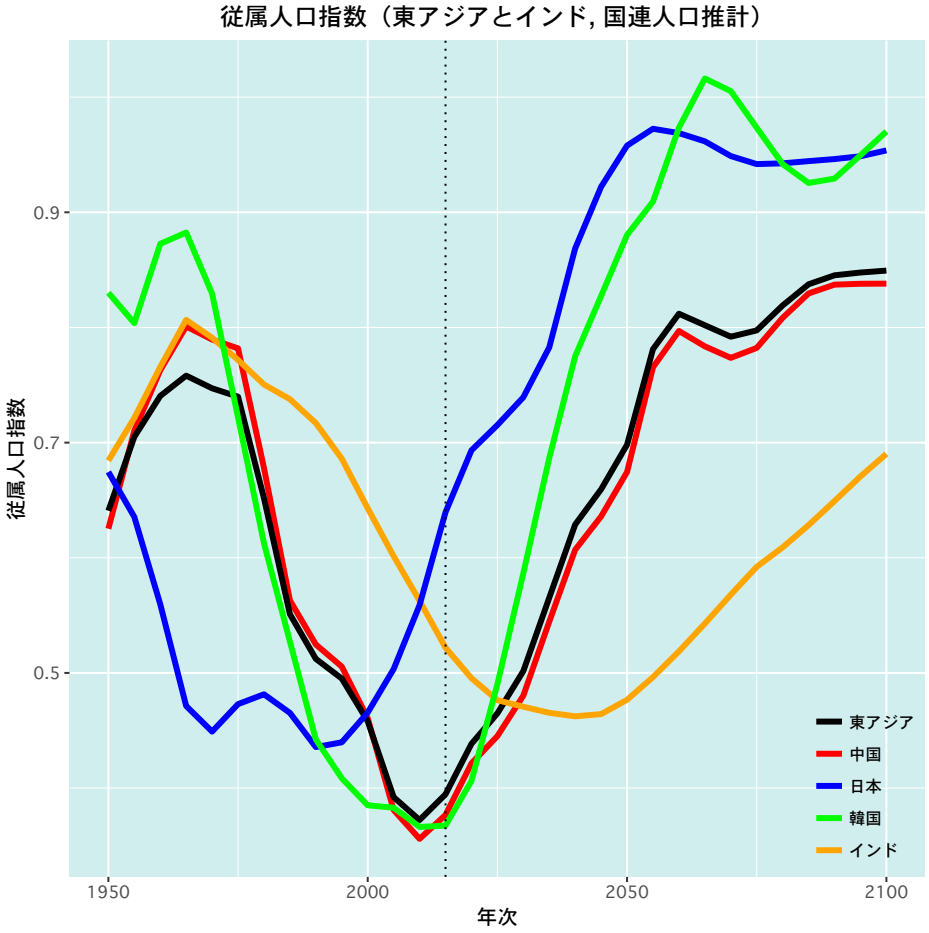

資料：UN, World Population Prospects: The 2017 Revision (Medium Variant)

第４回FCP食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会
～外部環境変化に対応した食の安全・信頼への取組～

平成29年11月29日(水)
中央合同庁舎４号館　1219-1221会議室

農林水産省
食料産業局　食品製造課　食品企業行動室
フード・コミュニケーション・プロジェクト事務局

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

本勉強会の趣旨

社会・環境の変化により、食品事業者が対応すべき食の安全や消費者からの信頼確保のための対策は変わってきます。

社会・環境の変化、消費者の意識の変化について考察し、食品事業者として今後どのようなことに気をつけ対応していくべきかを考えます。

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

食品に関係する過去の主な事案

時期	概　　要	関係法令
H12年6月	• 乳業メーカーの黄色ブドウ球菌食中毒事故	食品衛生法
H13年9月	• 国内でＢＳＥ感染牛を確認	
H19年1月	• 消費期限切れ原料（牛乳）を使用してシュークリームを製造、細菌数基準を超えた製品を出荷	食品衛生法
6月	• 食肉加工製品の虚偽表示の他、他商品での意図的な異種製品の混入、賞味期限の改ざん等 • 上記の行為を不正と認識した上で、社長もしくは幹部社員の指示により常態的に実施	不正競売防止法他
8月	• 菓子製品の賞味期限改ざん、自主検査で製品から大腸菌群等が検出されたが公表せず回収	ＪＡＳ法他
11月	• 製品の消費期限等の改ざん、食肉原材料の原産地の偽装、調理食品の再利用	不正競争防止法他
12月	• 中国で製造・輸入された餃子から殺虫剤等を検出	

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

食品に関係する過去の主な事案

時期	概　　要	関係法令
H20年6月～ H25年10月	・　産地偽装や不正表示の事案が相次ぐ ・中国から輸入した筍水煮に国産を混ぜて袋詰めし、「熊本県産」「鹿児島県産」に偽装 ・台湾から輸入したマンゴーを沖縄県産として販売 ・基準に満たない等級の牛肉をブランド和牛の「飛騨牛」と不正に表示して販売 ・鰻蒲焼の産地偽装、偽装するため製造や販売実績のない架空会社を経由し販売 （事実と異なる不適正な表示がされたものを認識していながら販売） ・輸入原材料を使用したリンゴ果汁製品を青森県内産として販売、食品添加物の表示違反 ・中国産を原料に使った塩蔵ワカメを「鳴門産」と偽って販売 ・台湾産、中国産のうなぎを国産と偽って表示して販売 ・一部のメニュー表示の内容と異なる原料を使用、メニュー表示してある原料を不使用 ・ホテルや百貨店のレストラン等で、メニュー表示と異なる食材を使用して客に料理を提供	不正競争防止法 ＪＡＳ法 景表法　他

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

食品に関係する過去の主な事案

時期	概　　要	関係法令
H25年7月	• コンビニエンスストアの従業員がアイスケースに入った写真をWeb上に掲載し炎上	
H25年12月	• 工場の従業員が工場製造の冷凍食品に農薬のマラチオンを混入	食品衛生法
H26年7月	• 中国メディアが上海の食肉加工事業者が自社の製造過程で使用期限切れなどの原材料を不正に使用していたと報道	
H26年12月	• 冷凍パスタにゴキブリと見られる虫が混入との申出を受け自主回収を開始	（食品衛生法）
H26年12月	• カップ焼きそばにゴキブリが混入しているとして購入者がツイッターに写真を掲載。製造過程での虫の混入の可能性が否定できないとして商品の回収・生産停止を公表	（食品衛生法）
H27年1月	• メディアが外食でナゲット等の異物混入があったと報道。事業者は4件の報道内容を発表（ナゲット（ビニル片）、シェイク（プラスチック片）、ポテト（歯）など）	
H28年1月	• 産業廃棄物処理業者が廃棄を委託された食品を転売し、複数の販売店において食品として販売していたことが発覚	（廃棄物処理法） （食衛法） （食リ法）

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

日本の人口推計

○　今後、我が国の人口は減少する一方で、老齢人口（６５歳以上）割合は大きく増加し、今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。

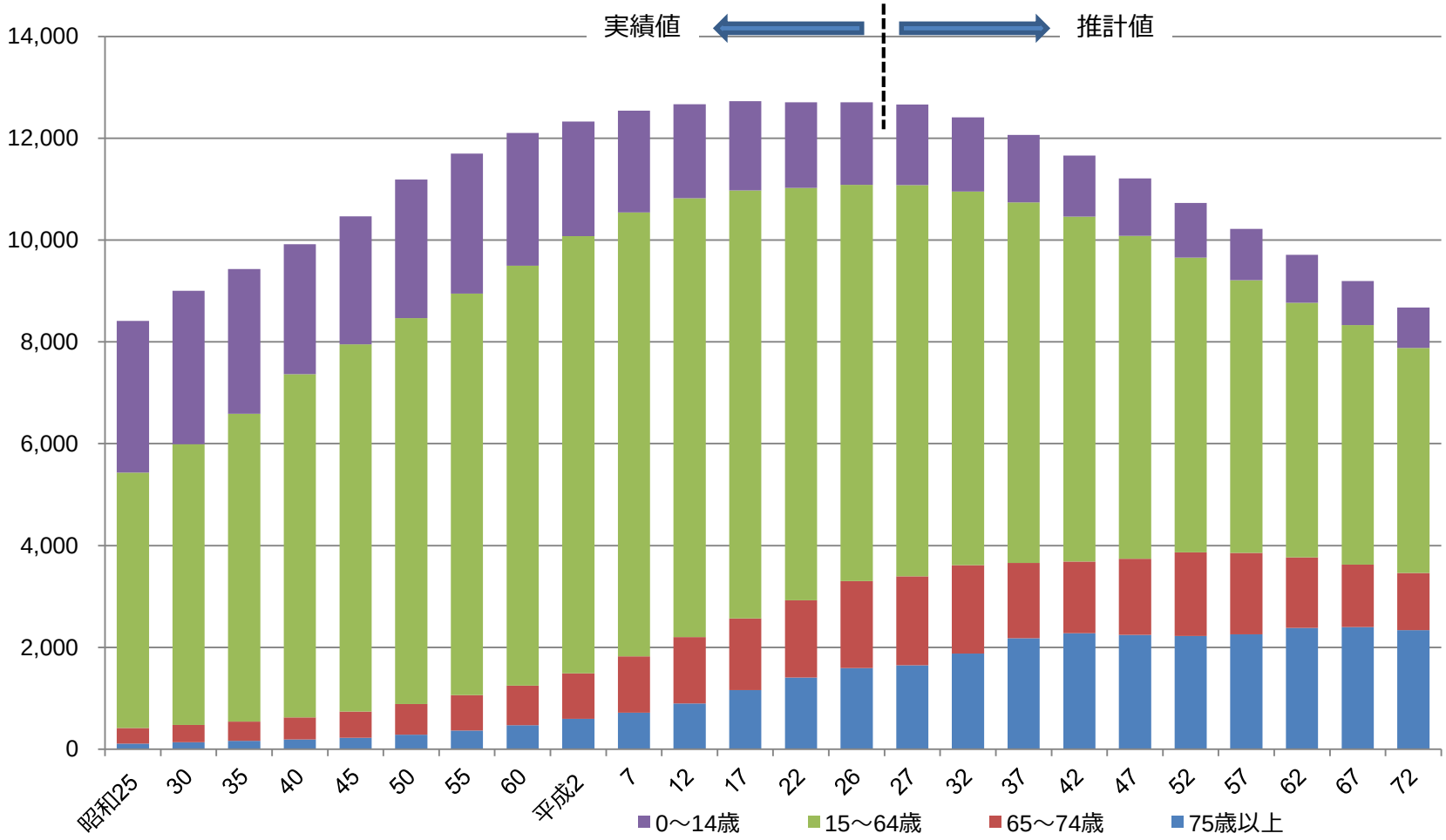

資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2014年は総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

国内の外国人労働者数

2008年

48万人

2.2倍

2016年

108万人

資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

世界の人口推計

2000年

60億人

1.5倍

2050年

92億人

資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」
ベースライン予測結果

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

世界の食料需要量の変化

2000年

45億トン

1.6倍

2050年

69億トン

資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」ベースライン予測結果

Copyright (C) 2017MAFF All Rights Reserved.

持続可能な開発目標（SDGs）

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要

- ビジョン：「持続可能で強靭，そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」
- 実施原則：①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任
- フォローアップ：2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

■一億総活躍社会の実現　■女性活躍の推進　■子供の貧困対策　■障害者の自立と社会参加支援　■教育の充実

②健康・長寿の達成

■薬剤耐性対策　■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応　■アジアの高齢化への対応

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

■有望市場の創出　■農山漁村の振興　■生産性向上
■科学技術イノベーション　■持続可能な都市

④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備

■国土強靭化の推進・防災　■水資源開発・水循環の取組
■質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
■気候変動対策　■循環型社会の構築

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

■環境汚染への対応　■生物多様性の保全　■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
■平和構築・復興支援　■法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段

■マルチステークホルダーパートナーシップ　■国際協力におけるSDGsの主流化　■途上国のSDGs実施体制支援

資料：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou3.pdf

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

消費者の購買要因になりつつある持続可能性

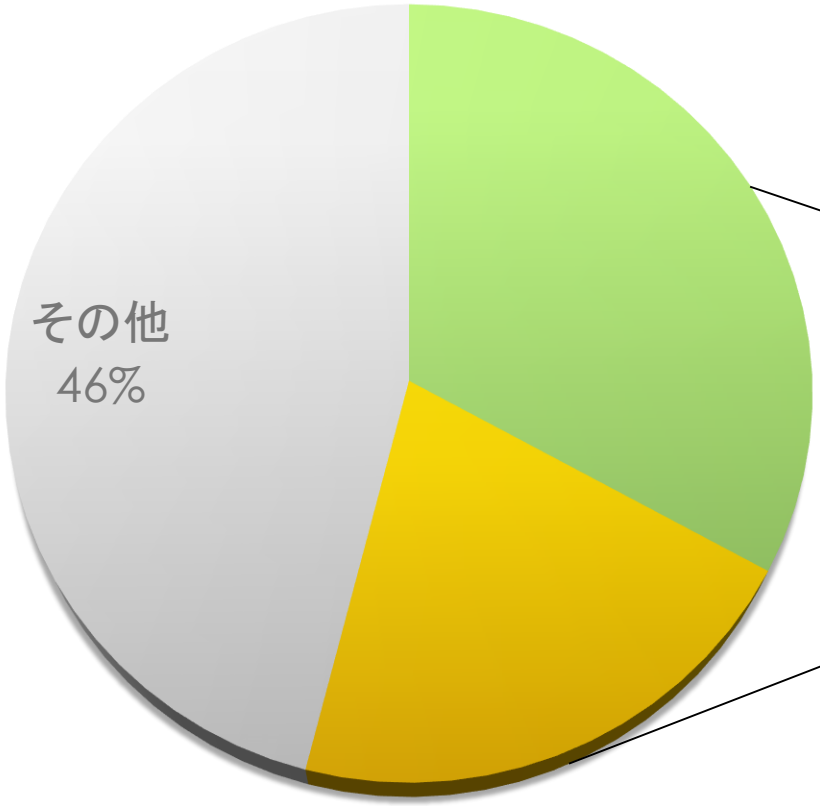

持続可能性に配慮した商品を選んでいる 33%

現在は買ってないが今後選びたい 21%

消費者の３人に１人が持続可能性に配慮した商品を選んでいる。

「今後選びたい」を合わせると、全体の半数の消費者が持続可能性を購買要因と考えている。

出所：ユニリーバHPより　https://www.unilever.co.jp/news/press-releases/2017/USLP-YR6-Driving-Growth.html

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

持続可能性が参入障壁に（ビジネスルールの変化）

英国現代奴隷法

英国現代奴隷法（UK Modern Slavery Act 2015）は、英国で事業活動を行う営利団体・企業のうち、年間の売上高が一定規模を超えるものに対して、奴隷労働と人身取引がないことを担保するために実施した取組みについて、年次でステートメント（Slavery and Human Trafficking Statement）を作成・公開することを求める法律。すでに適用が始まっており、適用対象となる英国で事業を有する日本企業は、早急に対応を進めることが求められる。

米国ドッド・フランク法

2010年7月に成立した米国金融規制改革法（Dodd-Frank法）の中で、コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺国から産出した鉱物資源（金、すず、タンタル、タングステン）を使用した製品を製造する企業に証券取引委員会（SEC）への報告、WEB開示を義務付け（2013年1月施行）。鉱物資源（金、すず、タンタル、タングステン）の不法開発によって得られた利益がDRCや周辺国の紛争を長引かせたと考えられており、OECD諸国で不法採掘鉱物の取引を禁止する動きが広まっている。

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

なぜ食品安全や持続可能性が重要視されつつあるのか？

FOOD COMMUNICATION PROJECT

近年の世界における食をめぐる状況

フードチェーンのグローバル化、複雑化

↓

流通過程の不透明化

世界的な人口の増加で食糧が不足

↓

環境破壊の進行

奴隷制度、児童労働

↓

社会問題

情報伝達手段の発達で様々な問題の情報伝達が迅速化

↓

世界・個別の問題が消費者に見える化

↓

消費者の不信・不安が拡大

Copyright (C) 2017MAFF All Rights Reserved.

国際市場を意識する必要性

- 消費者に届くまでの食料供給の一連の流れの複雑化
- 国内の農産物等の市場が海外に拡大
- 小売や製造のグローバル化

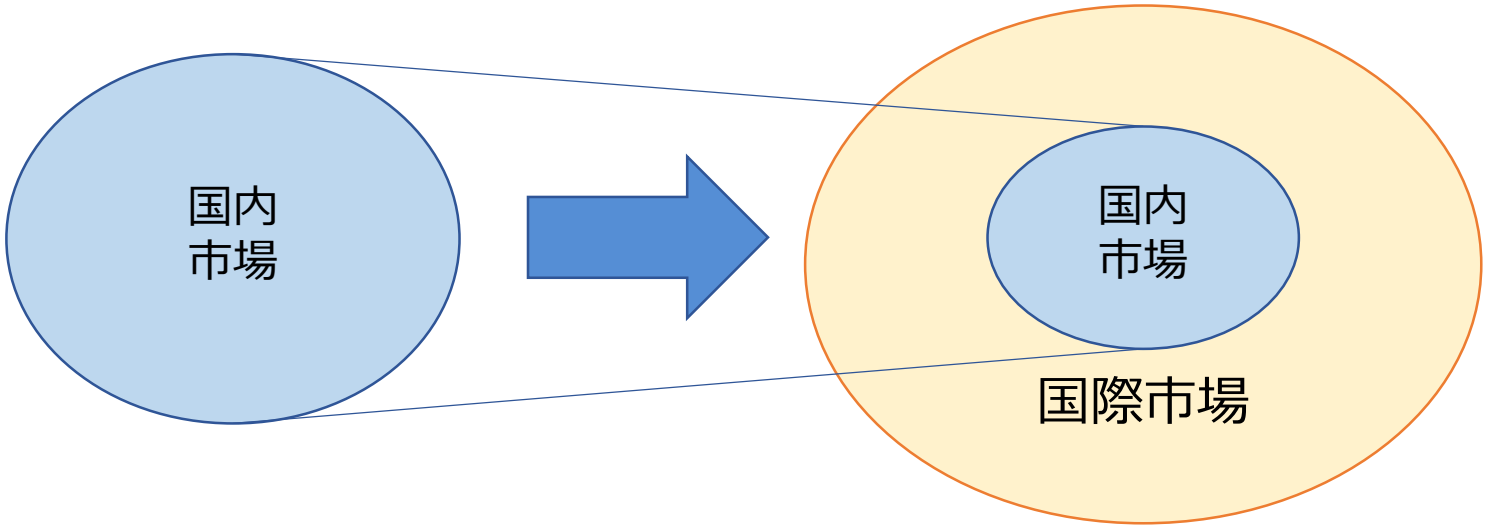

世界の問題を理解し、食品安全・持続可能性に対応する必要

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

食品事業者が対応すべき課題

・人手不足
・人口減少による国内市場の縮小
・外国人労働者とのコミュニケーション
・ＳＮＳでの炎上リスク
・持続可能性への対応
・消費者の意識の変化　・・・・・

食品事業者が対応すべき課題は、外部環境の変化により変わってくる。

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.

本日の進め方

講演

（１）新たな外国人技能実習制度について
厚生労働省　菊地政幸室長補佐
（２）実例から見えてきた異文化コミュニケーションのコツ
日本ハム株式会社　黄　文誼様
（３）日本の少子・高齢化の現状と将来人口推計
国立社会保障・人口問題研究所　石井　太様

グループディスカッションの論点

「外部環境変化の中での、食品安全・信頼向上における
新たなリスクと取組」

Copyright (C) 2017 MAFF All Rights Reserved.